

近代における「大仙台」構想の展開に関する一考察

—地域的対応の検討を中心に—

雲 然 祥 子

はじめに

筆者はこれまで、近代における「大仙台」構想の展開に関して、行政資料・財政資料・新聞記事などを駆使しつつ、次の作業を行ってきた。

第一に、「大仙台」構想の出発点と目される明治末期の「五大事業」の登場とその展開について、行財政分析を視座に据えた検討である¹⁾。その作業によって、1907（明治40）年8月の仙台市会で提起・可決された「五大事業」（仙台市の5つの市営事業、すなわち上水道、電気、市区改正、市電敷設、公園整備）が、仙台市を、「軍都」・「学都」・「森（杜）の都」と呼称された「消費都市」から、東京市・横浜市・名古屋市などの六大都市のような近代工業が集積する「生産都市」へ転換させようとする一大構想の出発点であったことが解明されたように思われる。そして、その「五大事業」の中でも、とくに筆者が注目したのは市営電気事業であった。というのも、同事業こそ、公共事業の一つとして低廉かつ安定的な電気供給を行うことによって、近代的工業の基盤形成となることが想定されていたからである。換言するならば、仙台市にとって公営電気事業は、近代都市化を目指すうえで最も重視された事業と位置づけられていたのである。

第二に、これに続くものとして、仙台市営電気事業の役割の変化に関する検討である²⁾。その作業では、当初から同事業が、公共事業体として、電灯・電動力の供給という役割を中心に担ってきたが、大正中期以降には、公益事業体としての役割も加わることになることを明らかにした。具体的には、1919（大正8）年に「市区改正事業資金設置及管理規則」が定められ、市区改正事業資金の財源として市営電気事業の収益金が充当されることとなった。しかもそれは、市営電気事業の主な収入源である電気料金値上げによって確保されたのである。同事業の収益金は、同年度のみならず、1921（大正10）年度以降は一般会計への財源としても充当されたほか、次第に他の特別会計の財源としても利用されるようになり、しかも恒常化されていったのである。要するに、仙台市営電気事業の電気料金値上げは、同事業の拡大はもちろんのこと、同市の本格的な都市整備事業に着手するために断行されたものであり、市営電気事業が当初の電気供給事業体＝公共的事業体としてだけでなく、「財源調達手段として機能」する事業体＝収益的（公益的）事業体としての役割を担うようになったわけである。

1) 雲然祥子「明治末期の仙台市における『五大事業』の登場——市営電気事業の成立過程の検証を中心に——」, 東北学院大学東北文化研究所『東北学院大学東北文化研究所紀要』第49号, 2017年12月, 1~27ページ。

2) 同「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」, 東北学院大学学術研究会『東北学院大学経済学論集』第177号, 2011年12月, 165~193ページ。

第三に、こうした「財政の宝庫」としての仙台市営電気事業の展開過程に関する行政・財政面からの資料的検討である³⁾。同作業においては、まず仙台市営電気事業の事業状況、電灯・電力需要の推移、供給区域の変遷などを取り上げ、同事業が好調な経営を展開していたことを明らかにした。また、仙台市財政の中に占める電気事業特別会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）の特徴を明確にしえた。さらに、仙台市の一般会計や他の事業会計（特別会計）に充当された電気事業収益金（特別会計電気事業費からの「繰入金」・「編入金」および特別会計電気事業積立金からの「運用金」）の分析を行い、「財政の宝庫」と呼ばれた所以を確認することができた。

以上のような作業によって、仙台市営電気事業が、近代における仙台市の都市形成過程において必要不可欠な事業体として位置づけられていたことを明らかにできたように思われる。

しかし、そのことをふまえつつも、これまでの作業が、仙台市の行政の立場から作成された資料にもとづく分析・検討によって得られたもの、いわば“上”の対応を中心にアプローチしたものであり、地域住民の対応、つまり仙台市民を含む“下”の対応がどのようなものであったのかについての検討がほとんどされてこなかったことは否定できない。言い方を換えれば、仙台市の近代都市形成過程において、地域住民の動向がいかなるものであったのか、そしてそれがどのように政策に反映されていったかという視点からの接近が希薄であったといっても過言ではないだろう⁴⁾。

そこで本稿では、あえてこの点に目を向けて、1920年代中頃から1930年代前半にかけての「大仙台」構想の展開下における地域住民の対応がどのようなものであったのかを検討してみたい。そのための主な資料としては、仙台市役所に所蔵されていた当時の請願書類を使用することとする。

本稿の構成は以下の通りである。

Iでは、大正中期以降の「大仙台」構想の展開を概観する。その中でとくに注目したのは、本格的な都市整備事業として着手された市区改正事業と市電敷設事業である。

IIでは、「大仙台」構想の展開過程において、地域住民から提出された様々な請願を取り上げ、それに対する市当局の対応がいかなるものであったかという点について検討する。

3) 同「『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業に関する資料的考察——電気事業特別会計の分析を中心に——」, 東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第31号, 2012年3月, 63~114ページ。

4) 近年、民衆の動向がどのように都市施策に反映されたのかという視点からの研究も行われている。ここでは、さしあたり、中村元『近現代日本の都市形成と「デモクラシー」——20世紀前期／八王子市から考える』(吉田書店, 2018年)などを参照されたい。

I 「大仙台」構想の展開について

1. 都市計画法の登場と「仙台都市計画区域」

1919（大正8）年、第一次世界大戦時の好景気を背景にして発生した、様々な社会問題・都市問題を解決する有力手段の一つとして、都市計画法および市街地建築物法が制定されたことは周知の通りである。これらの法律の特徴をまとめると、次の3点があげられる⁵⁾。

第一に、市域の枠をこえた広い区域で地域開発が可能となったことである。都市計画法の中では「都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ亙リ執行スヘキモノ」（第1条）と規定された。

第二に、都市計画事業の推進にあたり、財源の確保が可能になったことである。都市計画法では、都市計画事業の財源として①受益者負担の原則（第6条）と、②営業税をはじめとする4種類の「特別税」（第8条）の充当ができることが規定された。これらにより、都市計画事業の推進が比較的容易になったのである。

第三に、都市計画の実施区域のゾーニング設定が可能となったことである。市街地建築物法では、都市計画法にもとづいて設定された都市計画区域に対して、用途別利用の設定ができることが規定された。その用途別区域としては、①住宅地域、②商業地域、③工業地域の3種類が設定されていた。

こうした特徴を持つ都市計画法・市街地建築物法は、当初、東京などの六大都市にのみ適用されたが、仙台市を含む全国の諸都市においては、これらの法律の適用を受けるべく、様々な対応策が講じられていった。

仙台市が都市計画法の適用を受けたのは、1923（大正12）年のことである。その2年後の1925（大正14）年には、内務省により「仙台都市計画区域」が決定された。それによると、仙台都市計画の指定区域として設定されたのは、仙台市、名取郡長町、宮城郡原町、同郡七郷村南小泉・蒲町地区であった⁶⁾【図1】。

それにあたって、仙台市の基本的目標として設定されたのは次のことである。まず、①「産業都市タル機能」を発揮させ「東北文化ノ中心地」となること、②そのために当時の市東部・南部の発展および上記の区域全体の発展をめざすこと、そして③それらの前提として、修築工事中鹽竈港と、完成間近のある宮城電気軌道との連絡を密接なものとして、仙台市全体を「将来工業地帯トシテ」開発を促進することである。

こうした基本的目標に沿って、名取郡長町には、産業・経済発展を前提とした工業地帯として

5) 以下、「都市計画法」および「市街地建築物法」、『公文類聚 第四十三編 大正八年 卷二』国立公文書館デジタルアーカイブ資料。

6) 「仙台都市計画区域決定理由書」、『公文雑纂 卷二十二 大正十四年 都市計画』国立公文書館デジタルアーカイブ資料。

【図1】 仙台市都市計画予定区域図



資料：「仙台都市計画区域決定ノ件」、『公文雑纂 大正十四年 都市計画附図』（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）所収。

の役割が、宮城郡原町には、軍工廠や飛行場の利用を前提とした工業地帯としての役割が、同郡七郷村南小泉・蒲町地区には市民への日常的な野菜類の供給、すなわち仙台市における食料供給地としての役割が付与された。

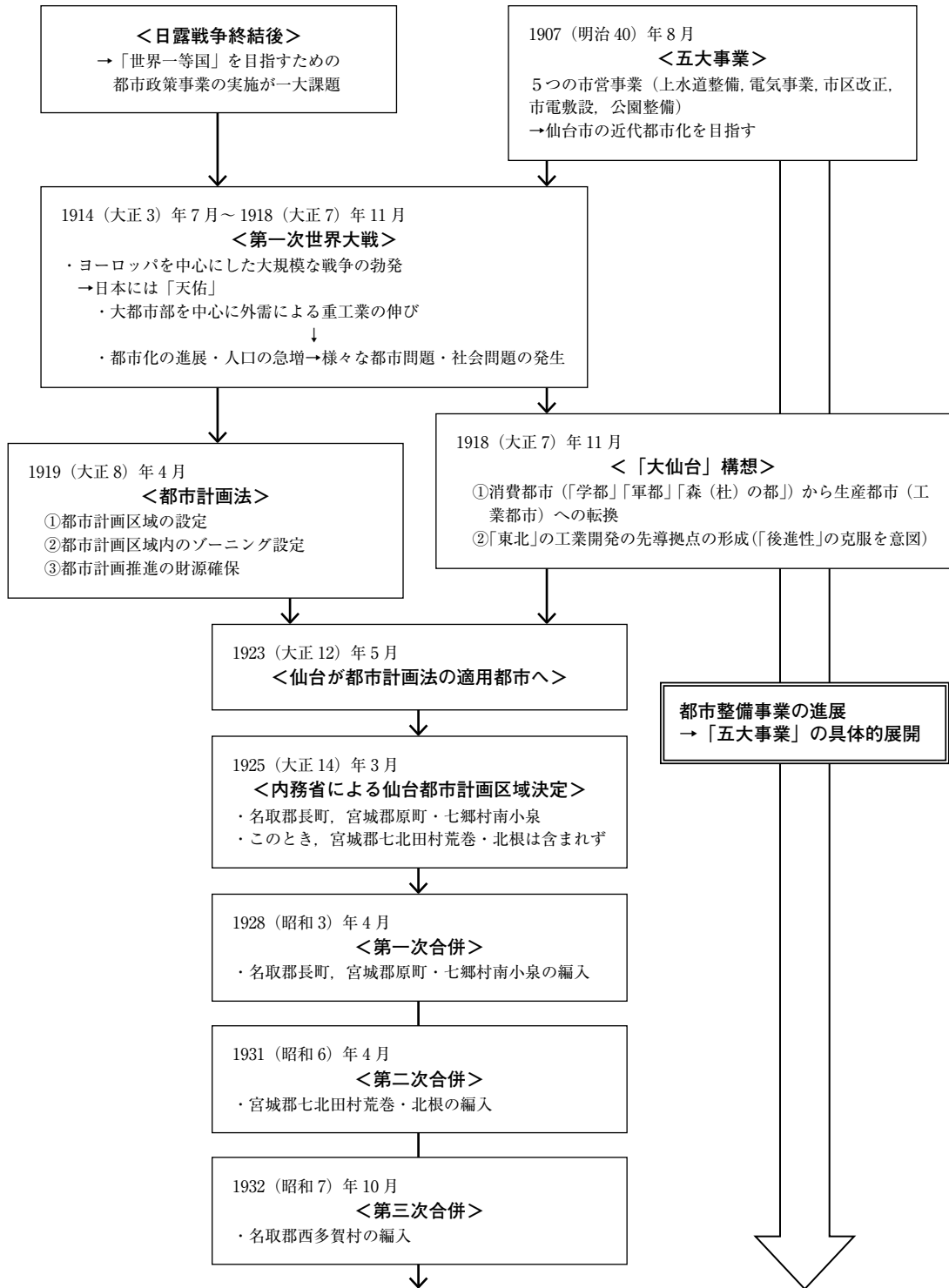
その後、これらの区域は合併に向けて動き始めることとなり、1928（昭和3）年4月、仙台市への編入合併というかたちで合併が成立した（第一次合併）。

なお、仙台市は、1935（昭和10）年までに3回にわたる市町村合併により、市域の拡大を行っている。むろん、それらの合併はいずれも、仙台市の発展を前提とした「大仙台」構想の一環として行われたのである。これらの合併のうち、上述の仙台市と名取郡長町・宮城郡原町・南小泉地区の合併は、工業都市化をめざす仙台市の長年の悲願を達成するために、不可欠なものであったといつてよい。第二次合併は1931（昭和6）年、宮城郡七北田村荒巻・北根の合併、第三次合併は翌年、名取郡西多賀村の合併であるが、これらの地域は、青果物需要をはじめ、仙台市と行政・教育・経済などで密接な関連があったためであった⁷⁾。

いずれにしても、第一次合併から第三次合併までは、各地域への役割分担を求めた“上から”の政策的対応、すなわち都市計画法にもとづき、仙台市において練り上げられた「大仙台」構想に即して展開されたものであった。

7) 仙台市における第一次合併・第二次合併の経緯および意義については、仁昌寺正一「仙台市と宮城郡七北田村荒巻・北根の合併」（仙台市博物館『市史せんだい』Vol.15, 2005年, 39～54ページ）、および同「昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」（東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第30号, 2011年3月, 79～103ページ）を参照のこと。

【図2】 仙台市における近代都市形成過程 … 「五大事業」から「大仙台」構想へ



2. 都市計画の登場に対する地域的対応

ここでは、「大仙台」構想に沿って登場してきた開発プロジェクトのうち、市区改正事業と市電敷設事業に注目してみることにする。

前述のように、市区改正事業と市電敷設事業は、もともと明治40年代に提起された仙台市の画期的な近代的都市整備構想ともいえる「五大事業」に盛り込まれたものであった。しかし、財源の問題などから、実施に移されないままの状況が続いていた。ところが、その後の電力需要の急増と、大正中期以降の市営電気事業における電気料金の値上げによる収益増加により、その収益金を財源として、市区改正事業および市電敷設事業が実施に移されることとなる⁸⁾。

具体的には、市区改正事業は、1919（大正8）年2月の仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」が提議・可決され、同年度から特別会計市区改正事業資金が設置された。しかし、同年3月に発生した南町大火（仙台大火）により、市区改正資金は「焼跡市区改正」の費用として充当されることになる。つまり、被災地域の復旧・復興を目的とした市区改正事業として取り組まれることになるのである。

また、「焼跡市区改正」の対象となった地域には、将来的に市電を敷設することも想定されており、そのための道路の拡築も行われた。かくして、「焼跡市区改正」は、市電敷設の構想をも包含した都市整備事業として行われることになったのである。

一方、市電敷設事業は、1918（大正7）年1月16日の仙台市会において交通調査委員設置の建議書が提出されたことに端を発する。その後、同委員会より1919（大正8）年3月頃に提出された「仙台市電気鉄道調」にもとづき、市電敷設の方向性が模索されていたものの、財源の問題などが解決できなかったことから、線路敷設なども未着手の状況が続いた。

そのような中、当時、宮城県が県内の電気事業を統一し、宮城県営電気事業を発足させようとする新たな動きがみられた。仙台市においても、仙台市営電気事業発足当初より郡部事業（郡部財産）はいずれ何らかのかたちで他の業者に売却することとされていたことから、仙台市と宮城県の両者の利害が一致し、やがて仙台市営電気事業の郡部財産の売却が取り纏められることとなる。

1920（大正9）年11月27日の仙台市会において提起された「電気事業郡部財産処分ノ件」⁹⁾をみると、郡部部分の一部の地域（名取郡長町、宮城郡原町、同郡七北田村三居沢・堤町など）を除き、大半の郡部財産を約162万円で宮城県に売却することが明記されている。この議案については活発な議論がなされ、同年12月13日の仙台市会で修正可決された。この間も仙台市と宮城県との間で交渉が進められ、12月11日には仙台市・宮城県の間で「覚書」が締結されている¹⁰⁾。そして、1922年から1923年にかけて「協定書」が締結されたほか、1923（大正12）年2月には宮城

8) これについては前掲「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」を参照のこと。

9) 「電気事業郡部財産処分ノ件」（第百二十三号議案）、仙台市役所『大正九年 電気 郡部財産売却書類』（仙台市役所所蔵）。

10) 仙台市役所『大正九年 電気 郡部財産売却書類』所収。

県内務部電気課の設置，同年4月には仙台市から宮城県へ「受渡書」が送付された¹¹⁾。こうして，仙台市営電気事業のほとんどの郡部財産の譲渡が完了したのである。

このとき，仙台市は，宮城県に譲渡した電気事業の郡部財産の売却費を，市電敷設事業の財源に充当したのである。当時の仙台市会の動きをみると，宮城県への事業譲渡の完了直前の1923(大正12)年3月23日，第39号議案「市街電車事業経営ニ関スル件」，第40号議案「自大正十二年度至大正十五年度宮城県仙台市電気軌道敷設費継続年期及支出方法」，第41号議案「仙台市電車事業公債条例設定ノ件」などが提起された。これらの議案のうち，「市街電車事業経営ニ関スル件」の内容は以下の通りである。

市会提出案

第三九号議案 市街電車事業経営ニ関スル件¹²⁾

別紙企業目論見書ニ依リ市街電車事業ヲ経営スルモノトス

本事業ニ関スル収支ハ既設仙台市特別会計電気事業費トシテ經理スルモノ

トス

右市参事ノ審査ヲ経，提出候也

大正十二年 月 日

市長

起業目論見書

一、目的

電気軌道ヲ敷設シ市内ニ於ケル一般交通ノ便ニ供スル為メ

二、経路起終点及経過地

(イ) 市内裏五番丁一番地先ヲ起点トシ南町通り狐小路，片平丁，本柳町，元常盤町，支倉丁，支倉通り，北四番丁ヲ経テ同丁九十九番地先ニ至ル
亘長 二哩二分五厘

(ロ) 北四番丁九十九番地先ヨリ北四番丁勾当台通り，定禅寺通り，長丁，光禅寺通り，花京院角ヨリ茂市ヶ坂裏ヲ経テ歳住神横丁ニ直進シ起点ニ復返スルモノ
亘長 一哩七分六厘

(ハ) 東五番丁角ヨリ分岐シ清水小路ヲ経テ荒町西端ニ至ルモノ

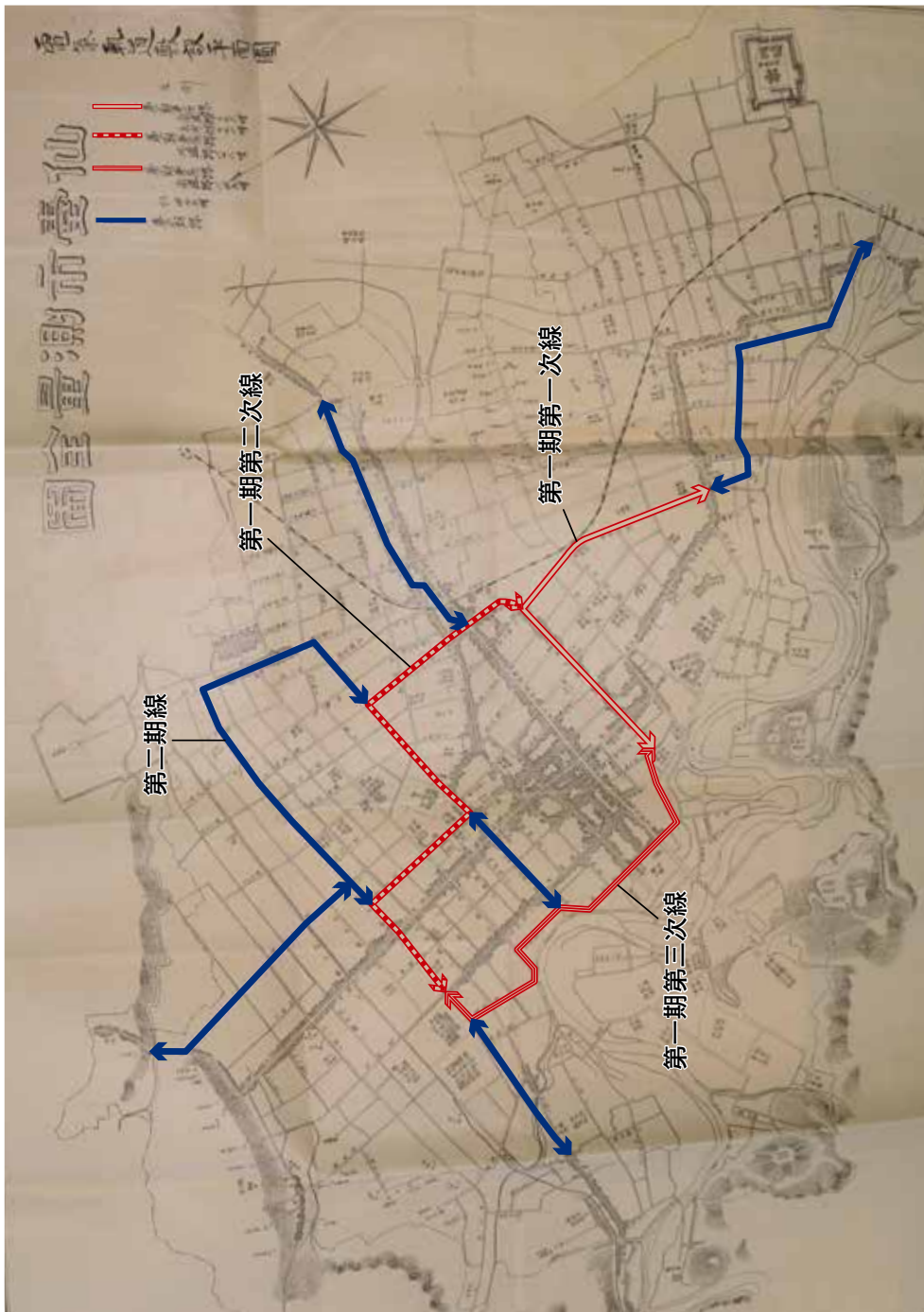
以上，長町線 亘長 〇哩七分二厘

合計 亘長 四哩七分三厘

11) 仙台市長・宮城県知事の間で締結された各種「協定書」や「受渡書」は，仙台市役所『大正九年電気郡部財産売却書類』に収録されている。

12) なお，欄外に朱書きで「大正十三年三月二十六日希望条件付可決」とある。

【図3】 仙台市電気軌道敷設平面図



注：図中に加筆した矢印・コメントは筆者による。
資料：「電気軌道敷設平面図」（1923〔大正12〕年頃）、仙台市役所『自大正十二年三月 電車敷設関係書類』（仙台市役所所蔵）所収。

前記各線ハ之ヲ第一期線トシ、廣瀬橋、原町入口、堤町、八幡町ニ達スル線
ハ第二期線トシ別ニ計画ヲ定ムルモノトス

三、工事費概算

金貳百六拾五万円

四、財源

工事費中金參十五万九千円ハ既定電気供給事業軍部財産売却代ヲ充当シ、
他ハ起債ニ求ムルモノトス

五、軌道ハ複線トシ軌間ハ内法三呎六吋トス¹³⁾

(「線路經過地」は省略…引用者)

この資料からわかることは、次の3点である。

第一に、市街電車事業（市電事業）は特別会計電気事業費として経理することが明記されていることである。特別会計電気事業費は仙台市営電気事業の事業会計の一つであるため、市電事業（市電敷設事業を含む）は仙台市営電気事業の一環として行われることが提起されたのである。

第二に、市電事業の目的が「電気軌道ヲ敷設シ市内ニ於ケル一般交通ノ便ニ供スル」とされたことである。そのために、①一周南廻線（イ）、②同北廻線（ロ）、③長町線（ハ）の3路線を敷設し、それらを第一期線として着工することも提示された。

第三に、財源が明記されていることである。市電敷設工事にかかる費用は「既定電気事業郡部財産売却代ヲ充当」することとされた。つまり、前述の宮城県への郡部財産の売却によって得たものを、市電敷設事業に充当することが提起されたのである。

市電敷設事業に関する仙台市会での議論は慎重に行われたものの、提出された議案は1923年3月26日にはほぼ原案通り可決され、同事業の実現に向けて動き始めることとなる。

しかし、同年9月に発生した関東大震災の影響もあり、内務省からの起債許可が受けられず、着工できない時期が続いた。仙台市も数度にわたり請願を行っているが¹⁴⁾、同市が電気軌道事業経営の認可を受けたのは1925（大正14）年7月のことであった。これを受けて、同年11月には市電の第一期工事第一次線（一周南廻線の一部、長町線）が着工され、翌1926（大正15）年に完成し、25日から開業された。その間、第一期工事第二次線（北廻線）にも着工されたほか、1928（昭和3）年には市内循環線（環状線）、芭蕉の辻線なども完成した。

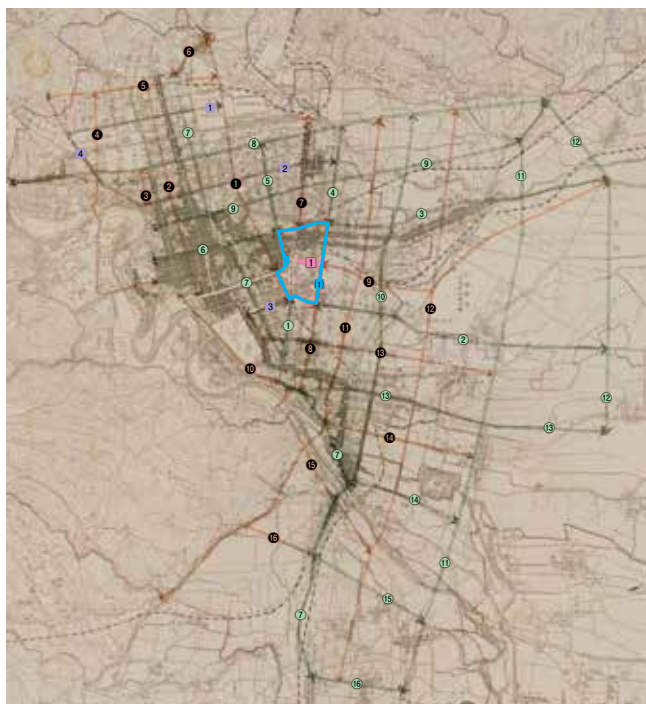
このように、紆余曲折を経て、仙台市における市区改正事業・市電敷設事業は実現をみることとなり、明治40年代に提起された「五大事業」の多くが完成を見ることになる。しかしそれらは、仙台市の都市計画事業の展開とあいまって実施されたという点で、「五大事業」の本格的展開、

13) 仙台市役所『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電気敷設関係書類』（仙台市役所蔵）。

14) その状況は、当時の仙台市会に提出された議案などからもうかがえる。たとえば、1924（大正13）年1月22日には、仙台市長鹿又武三郎より「市営電車事業着手繰延ノ件」（第二号議案）が提出され、以下のような提案がなされているが、ここからも市電敷設許可が下りない状況であることを読み取ることができる。

すなわち「大仙台」構想の展開の一環として実現したといえるだろう。か

【図4】 仙台都市計画街路図



資料：「仙台都市計画街路決定ノ件」, 『公文雑纂 昭和二年 都市計画附図』(国立公文書館デジタルアーカイブ資料) 所収。なお、図中の番号は筆者による加筆。

【表1】 仙台都市計画街路

街路の種類・幅員	路線名称	番号	街路の種類・幅員	路線名称	番号
広路	なし		二等大路第一類 (幅員 10 間以上)	なし	
一等大路第一類 (幅員 20 間以上)	第一号線 (仙台駅東口線)	①	二等大路第二類 (幅員 8 間以上)	第一号線 (仙台駅堤町線)	①
一等大路第二類 (幅員 16 間以上)	中央環状線	(1)		第二号線 (細横丁線)	②
一等大路第三類 (幅員 12 間以上)	第一号線 (清水小路線)	①		第三号線 (元常盤丁線)	③
	第二号線 (仙台駅七郷線)	②		第四号線 (河内新坂通線)	④
	第三号線 (仙台駅原町線)	③		第五号線 (台ノ原新坂通線)	⑤
	第四号線 (仙台駅小田原線)	④		第六号線 (堤町線)	⑥
	第五号線 (光禅寺通線)	⑤		第七号線 (宮町線)	⑦
	第六号線 (仙台駅立町線)	⑥		第八号線 (東八番丁線)	⑧
	第七号線 (堤町長町線)	⑦		第九号線 (仙台駅宮城野線)	⑨
	第八号線 (八幡町案内線)	⑧		第十号線 (片平丁線)	⑩
	第九号線 (定禅寺通松原線)	⑨		第十一号線 (小田原門前線)	⑪
	第十号線 (小田原新河原町線)	⑩		第十二号線 (原町長町線)	⑫
	第十一号線 (案内長町線)	⑪		第十三号線 (連坊小路線)	⑬
	第十二号線 (案内蒲町線)	⑫		第十四号線 (土樋南小泉線)	⑭
	第十三号線 (土樋蒲町線)	⑬		第十五号線 (土樋下河原線)	⑮
	第十四号線 (新河原町古城南線)	⑭		第十六号線 (長町駅聚院前線)	⑯
	第十五号線 (長町北目線)	⑮	二等大路第三類 (幅員 6 間以上)	第一号線 (北八番丁線)	1
	第十六号線 (諏訪町缺上線)	⑯		第二号線 (北一番丁線)	2
			第三号線 (北目町通線)	3	
			第四号線 (土橋通線)	4	

注：表中の番号・色は、【図4】中の番号・色に対応している。

資料：「仙台都市計画街路決定ノ件」(内務省「公文雑纂・昭和二年・第三十一巻・都市計画一」国立公文書館デジタルアーカイブ資料) 所収。

II 「大仙台」構想の展開への地域的対応

では、仙台市における都市計画事業の展開に対する地域住民の対応はどのようなものであったのであろうか。以下では、仙台市役所に提出された請願書を利用し、当時の地域住民の要望の内容を明確にし、その上でそれがどのように仙台市の計画に反映されたかを検討する。

すでに述べたように、1923（大正12）年に都市計画法の適用を受けた仙台市においては、都市計画区域の設定および街路計画の策定に向けた動きが具体化していく。その結果、1927（昭和2）年には都市計画街路計画が設定され、2年後の1927（昭和2）年には都市計画街路が決定・認可され、本格的な都市計画が始まっていくこととなる¹⁵⁾。このような展開過程で、地域住民からの請願が相次いで行われることになる。なお、このとき設定された「仙台都市計画街路」およびその一覧は、【図4】・【表1】の通りである。

【表2】は、仙台市役所『諸願綴 2～1』（仙台市役所所蔵資料）に収録されている請願書・陳情書の一覧である。これを見るように、1920年代から1930年代にかけて、市内各地における道路の拡張や修繕、橋梁の架設など、様々な請願が行われていることがわかる。

以下では、道路整備・橋梁架設の請願に焦点をあてて、それらの請願の内容を詳細にみていくこととする。

（1）道路の拡張・改修について

ここでは、仙台市街地および市内郊外における道路整備についてみていくことにする。

1920年代後半以降、仙台市においても都市計画街路の整備計画に基づいた道路整備が進められていくなか、地域住民からはその道路網の整備に関連させるかたちで既存の道路（市道を含む）の拡張・改修あるいは新設などの請願が次々と行われていた。

①乙丑親和会による請願

1926（大正15）年1月、仙台市北四番丁や宮町方面の住民で構成される乙丑親和会¹⁶⁾からは、以下のような請願書¹⁷⁾が提出された。

15) とはいえ、仙台市に於ける都市計画に関する一連の事業、すなわち都市計画事業が具体的に進展をみることになるのは、1931（昭和6）年以降であるといえる。というのも、それまでは、街路整備などは仙台市の一般会計土木費の中で行われていたが、同年度より特別会計都市計画事業費が設定されたため、ある程度の財源を確保したうえで都市計画事業が進められるようになったからである。

16) 以下の「請願書」の貼紙や、この書面に添付されている「乙丑親和会々則」によると、この団体は「会員相互ノ親睦ヲ図リ仙台市東北部ノ振興発展ニ寄与スルヲ目的」（会則第一条）として、「市内宮町区及隣接町ニ居住スル市民有志」（同第二条）によって構成されているものである（仙台市役所『諸願綴 2～1』、仙台市役所所蔵資料）。

17) 仙台市役所『諸願綴 2～1』。なお、特に断らない限り、以下の請願書類の資料文はこの簿冊から引用している。また、資料中の下線は引用者によるものとする。

【表2】 土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴 2～1』に収録されている請願書類一覧

書類番号	件名	提出および決裁年月
1	賀川横丁廃道敷払下願ノ件	1926 (大正15) 年3～11月
2	同断 (1に同じ)	1926 (大正15) 年2月
3	橋梁架設願ノ件 (中ノ瀬)	1925 (大正14) 年3月
4	澱町道路中拡張ノ件	1925 (大正14) 年12月
5	第二高等学校・師範学校前道路開鑿請願ノ件	1926 (大正15) 年1月
6	支倉通・新坂通間道路中拡張ノ件	1926 (大正15) 年1月
7	石名坂・南鍛冶町間道路開鑿ノ件	1926 (大正15) 年1月
8	東七, 八, 九番丁道路改修ノ件	1926 (大正15) 年1月
9	碎石供給ニ関スル件	1926 (大正15) 年11月
10	大仏前道路改修ノ件	1926 (大正15) 年2月
11	東一番丁道路改善請願ノ件	1926 (大正15) 年3月
12	孫兵衛堀敷地 (道路敷設) ニ関スル件	1926 (大正15) 年3月
13	向山公園施設ノ件	1926 (大正15) 年4月
14	評定河原橋架橋請願ノ件	1925 (大正14) 年11月
15	控木通道路改修願ノ件	1925 (大正14) 年6月
16	同心町通貫通開鑿外四件	1926 (大正15) 年11月
17	仲ノ瀬橋架橋ノ件	1926 (大正15) 年12月
18	排水路新設請願ノ件	1926 (大正15) 年8月
19	側溝修繕ニ関スル件	1927 (昭和2) 年1月
20	道路並側溝改修願	1927 (昭和2) 年1月
21	東一番丁道路舗装工事請願	1927 (昭和2) 年6月
22	第二中学校移転ニ就テ陳情書写	1926 (大正15) 年12月
23	川内中ノ瀬橋架設ノ件	1927 (昭和2) 年6月
24	小田原長丁通道路側溝設備請願	1927 (昭和2) 年5月
25	中ノ瀬橋改造ノ件請願	1927 (昭和2) 年7月
26	西公園階行社前ヨリ中ノ町間, 中ノ町大橋通十字路ノ坂路 修繕請願	1927 (昭和2) 年7月
27	新穀町舗装工事施行ノ件歎願	不明
28	荒町小学校雨天体操場陳情書	1927 (昭和2) 年4月
29	南町通歩道舗装施工請願	1924 (大正13) 年9月～ 1928 (昭和3) 年3月
30	X道路南北鉄道踏切築造請願	1927 (昭和2) 年10月
31	上杉山通道路改修工事	1927 (昭和2) 年10月
32	道路改修請願 (霊屋下)	1928 (昭和3) 年1月
33	道路改修同 (虎屋横丁)	1928 (昭和3) 年2月
34	同 同 (玉次横丁)	1928 (昭和3) 年2月
35	霊屋下道路改修請願	1928 (昭和3) 年1月
(36)	石垣町道路側溝改修願 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	不明
36	愛宕山道路改修設備ニ関スル件	1927 (昭和2) 年2月頃?
37	東十番丁新道開設請願書	1928 (昭和3) 年3月
38	川内扇坂及野砲兵營前ノ坂路改修ニ関スル件	1928 (昭和3) 年8月
39	北材木丁道路新設請願書	1928 (昭和3) 年8月
40	瓦使用ニ就キ請願書	1928 (昭和3) 年9月
41	道路修繕ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年12月
42	陳情書	1928 (昭和3) 年12月
43	二日町裏堀改修ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年12月
44	南町通人道舗装工事請願	不明
45	中ノ町道路修繕ニ関スル件	1929 (昭和4) 年12月
46	下水道設置ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年11月, 1929 (昭和4) 年1月
47	東照宮前入口道路開設ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年11月
48	国道筋舗装工事費補助願 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	
49	御真影奉安所建築ニ際シ「メタリコン」装飾御採用願	1929 (昭和4) 年2月
50	学校用器具製作方請願	1929 (昭和4) 年
51	御真影奉安庫購入方ニ関シ請願	1929 (昭和4) 年3月
52	同上	1929 (昭和4) 年2月
53	廃道路敷払下ニ関スル件	1929 (昭和4) 年3月

近代における「大仙台」構想の展開に関する一考察

54	南町裏壕修繕ニ関スル請願	1929 (昭和4) 年4月
55	道路改修ニ関スル件	1929 (昭和4) 年
56	大町五丁目, 新丁, 立町通路面舗装工事寄附願	1929 (昭和4) 年2月~9月
57	用地寄附願	1929 (昭和4) 年12月
58	県道認定請願書ニ連署ノ件	1929 (昭和4) 年12月
59	橋梁架換願 (新弓ノ町)	1929 (昭和4) 年12月
60	廃道払下願 (原町佐山道路)	1930 (昭和5) 年3月
61	廃道敷地売払願	1930 (昭和5) 年3月
62	旧道存置請願 (越路々地丁観音堂)	1930 (昭和5) 年4月
63	廃道敷地払下願	1930 (昭和5) 年4月
64	木ノ下道路敷地取下請願 ※欄外に「昭和六年三月十八日返戻セリ」とあり	なし
65	長泉寺横丁下水暗渠撤廃ノ件	1930 (昭和5) 年6月
66	道路敷地売払願	1930 (昭和5) 年5月
67	越路道路改修ノ件	1930 (昭和5) 年5月
68	道路幅員決定ノ件	1929 (昭和4) 年12月
69	廃堀敷地払下願	1929 (昭和4) 年6月
70	同上	1929 (昭和4) 年6月
71	向山, 越路, 六軒丁道路改修ノ件	1930 (昭和5) 年3月
72	北目町-南町通新道開鑿願	1929 (昭和4) 年
73	道路境界ノ件	1929 (昭和4) 年2月
74	原町南裏道路側溝改造請願	1930 (昭和5) 年10月
75	川内三百人町及北裏町經由ノ車馬同築設ノ件	1930 (昭和5) 年10月
76	石垣町道路側溝改修ノ件	1930 (昭和5) 年11月
77	工事請負ニ関スル歎願書	1930 (昭和5) 年11月
78	秋保石材使用請願	1930 (昭和5) 年12月
79	川内亀岡大堀沢横断道路改修ノ件 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	
80	木町通道路拡張及下水道布設請願	1931 (昭和6) 年1月
81	虎屋横丁, 東一番丁・東二番丁道路改修工事請願ノ件 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	
82	廃道地払下願 (越路々地丁)	1931 (昭和6) 年2月
83	市道復旧ノ件請願	1923 (大正12) 年10月
84	郡山用水路浚渫ノ件願	1931 (昭和6) 年3月
85	道路開鑿及修繕工事請願	1931 (昭和6) 年3月
86	道路改修請願 (北山町一念仏坂一荒巻本沢)	1931 (昭和6) 年3月
87	虎屋横丁道路改修ニ関スル件	1931 (昭和6) 年1月
88	木町通路面舗装実施請願	1931 (昭和6) 年6月
89	大勝道路存置出願ノ件	1931 (昭和6) 年
90	火防用消火栓新設願〔長町〕	1931 (昭和6) 年7月
91	道路改良工事ニ付請願	1931 (昭和6) 年6月
92	木町通路面舗装工事実施方ノ件 (木町通)	1931 (昭和6) 年7月
93	排水溝設置請願 (西文化住宅)	1931 (昭和6) 年8月
94	砂石無断採取禁断ノ件	1931 (昭和6) 年9月
95	側溝修繕工事請願 (木町通)	1931 (昭和6) 年10月
96	仲ノ町道路斜面上ニ建設家屋附属便所, 物干し場整備ノ件	1931 (昭和6) 年9月
97	愛宕橋拡張請願 →「諸願綴 2~2」には, この請願書に添付された住民たちの書面が収録されている。	1931 (昭和6) 年10月
98	西公園設備請願	1931 (昭和6) 年8月
99	乳剤舗装工事施工請願	1931 (昭和6) 年11月
100	土工傭役請願	1931 (昭和6) 年11月
101	舗装工事施工ニ関スル請願 (南光院丁)	不明
102	道路新設改修請願 (東照宮前通)	1932 (昭和7) 年1月
103	道路改修ノ件	1925 (大正14) 年
104	原町小田原福沢神社前道路改修ノ件	1932 (昭和7) 年8月
105	道路新設ニ関スル陳情	1932 (昭和7) 年12月
106	道路側溝改修方ニ関スル件	1932 (昭和7) 年12月

注1: 原資料の「索引」に記載されている出願人については, 個人名が記載されているため, 筆者の判断で省略した。

注2: 表中の () は原資料にあるものであり, [] または※は筆者による補足である。

資料: 土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴 2~1』(仙台市役所所蔵) 索引を参考に, 筆者作成。

【表3】 1920（大正9）年から1935（昭和10）年における仙台市および各地域の人口推移

	1920（大正9）年			1925（大正14）年			1930（昭和5）年			1935（昭和10）年		
	人数	比率	増減率	人数	比率	増減率	人数	比率	増減率	人数	比率	増減率
仙台市（旧仙台市域）	118,984	85.1%	-	142,894	84.4%	120.1%	161,797	82.6%	113.2%	177,224	80.5%	109.5%
長町	6,756	4.8%	-	9,571	5.7%	141.7%	12,242	6.3%	127.9%	14,264	6.5%	116.5%
原町	7,670	5.5%	-	9,587	5.7%	125.0%	12,202	6.2%	127.3%	15,877	7.2%	130.1%
南小泉	2,087	1.5%	-	2,542	1.5%	121.8%	3,939	2.0%	155.0%	5,203	2.4%	132.1%
荒巻・北根	1,022	0.7%	-	1,155	0.7%	113.0%	1,700	0.9%	147.2%	2,662	1.2%	156.6%
西多賀	3,325	2.4%	-	3,608	2.1%	108.5%	3,982	2.0%	110.4%	4,815	2.2%	120.9%
合計	139,844	100.0%	-	169,357	100.0%	121.1%	195,862	100.0%	115.7%	220,045	100.0%	112.3%

注：なお、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市，2009年）280ページにもデータが掲載されている。
 資料：「国勢調査より見たる仙台市の人口」、仙台市役所「仙台市公報」第34号，1936（昭和11）年9月1日発行，14～15ページより作成。

請願書

男師範学校ノ新設ニ次イテ第二高等学校ノ新設移転ハ、久シク閑却サレタル我市
東北部ノ発展ニ一衝動ヲ与ヘタルモノト可申、今後市官民共同ノ施設其宜シキ
ヲ得バ、大仙台形成ノ第一歩タル発達ヲ遂クルコト明カナル次第ト存候、然ルニ
高校正門直通ノ道路、未タ開鑿ノ運ビニ至ラス為メニ交通上非常ノ不便ヲ感ジ居
ルノミナラス、壯麗ナル新校舍モ樹陰屋後ニ隠蔽セラル、状態ニアルハ洵ニ遺憾
トスル所ニ御座候、就テハ至急御調査ノ上、右開鑿方御着手相成度、下記理由ヲ
述べ及請願候也

理由

(中略)

一、新道路開通ノ上、将来長丁ニ於テ電車ト聯絡スヘキヲ以テ、停車場トノ交通
極メテ便利トナルヘキ事

(中略)

一、右新道路開鑿ノ上ハ、北四番丁ヨリ同六番丁ニ至ル外記丁通新道ハ附近唯一
ノ殷賑ナル街路トナルヘキコト

大正十五年一月四日

北四番丁松尾神社内

乙丑親和会々長 武田正助^⑩

外二百三十三名

仙台市長 鹿又武三郎殿

このように、「男師範学校」（宮城県師範学校）の新設と第二高等学校の移転¹⁸⁾は「閑却サレタル我市東北部ノ発展ニ一衝動ヲ与ヘルモノ」であり「大仙台形成の第一歩タル発展」を遂げることになるとしたうえで、「交通上非常ノ不便ヲ感ジ」るそれらの学校のためにも、北四番丁で突き当たりとなっている外記丁通りを延伸させ、北四番丁・北六番町間を貫通させる新しい道路の開鑿を請願している¹⁹⁾【図5①】。この道路整備については、後に市道として整備され、周辺地域と大通り、特に市電が敷設された北四番丁への連絡道路の一つとして利用されている。

一方、この乙丑親和会は、同年11月にも、仙台市同心町付近（現在の仙台市青葉区上杉・錦町・本町付近）および宮町・末無掃部丁（現在の仙台市青葉区花京院付近）の発展と、交通事情の改善を図るため、仙台市に宛てて請願書を提出している。以下では、道路整備についての3件の請願書を検討する。

18) 第二高等学校の移転については、地元からも懸念の声があがっていたようである。

19) しかもこの請願書の「理由」には、新道開鑿予定地は「伊澤氏」（伊澤平左衛門のこと）らの所有地を貫通することになるが、「其買収極メテ容易ナル事」とあることから、伊澤氏らもこの道路整備については前向きに検討していたことがうかがわれる。

一、同心町通貫通開鑿ノ件請願書

市内同心町通ハ元寺小路ヨリ北行直線道路ニ有之候処、北三番丁ニ至リテ中絶シ、右折シテ中杉山通（現在の仙台市青葉区上杉3丁目・5丁目、および錦町1丁目、本町1丁目付近のこと…引用者）ヲ採ルカ、左折シテ上杉山通（二等大路第二類①…引用者）ヲ経サレハ北部ニ到達シ能ハサル不便有之、人車馬ノ往来頻繁ヲ来シツ、アル今日、交通上甚タ遺憾ト存候ニ付、何卒右貫通開鑿工事御計画相成度、左記理由ヲ附シ及請願候也

理由

- 一、市電第二期工事ノ完成ニ依リ、北四番丁電車開通ノ相成候場合、此貫通道路ナクンハ右電車線路南北ノ住民ハ非常ノ不便ヲ感スル事
 - 一、右道路ハ北七番丁ニ於テ男師範学校附属小学校門前ニ出ツルヲ以テ、同校生徒通学上ノ便利実ニ大ナルヘキ事
- (中略)

大正十五年十一月六日

乙丑親和会々長 武田正助[㊤]

外二百三十七名

仙台市長鹿又武三郎殿

これをみると、交通の便、とくに北四番丁に敷設された市電の利用を前提とした道路の新設、具体的には同心町通を北方に延伸させるかたちで、北三番丁・北四番丁間に道路を新設するよう要求している【図5②】。

しかし、この道路の新設にあたっては、仙台市側の対応の遅れ、とくに土地買収等が難航したことにより、着工はみなかったと思われる。また、この請願が提出された後に決定された仙台都市計画街路の計画では、隣接する上杉山通が二等大路第二類①と設定されたことで、こちらの道路の活用に切り替えられたとも考えられる。

一、番丁宮町入口道路拡張ノ件請願書

市内北二番丁及北五番丁ヨリ宮町ニ出スル道路ハ、古来非常ナル狭隘ノ道路ニ有之、^(ママ)東北部発展ノ今日ニ至ルモ猶其俶ニ放擲シアルハ、自働車等頻繁ニ往復スル昨今、頗ル危険ノ至リニ被存候ノミナラズ、一朝火災等ノ場合ニ於テハ消防上活動意ノ如クナラズ、不測ノ災禍ヲ来スヘシト被存候間、右至急路面拡張御実施相成度、実測図相添へ此段及請願候也

大正十五年十一月六日

乙丑親和会々長 武田正助[㊤]

外二百三十七名

仙台市長 鹿又武三郎殿

(添付の「実測図」は省略…引用者。以下同じ)

この請願書によると、北二番丁通および北五番丁通は、仙台市東北部の発展にともない、道路の狭隘化が問題となっていたものの「猶其俣ニ放擲」されており、「自働車等頻繁ニ往復スル昨今、頗ル危険ノ至リニ被存候」という状況であることを述べている。そのうえで、宮町通に通ずるそれぞれの道路の幅員を拡張してほしいという請願が提出された。この時期に、これらの道路の大幅な拡張はなされなかったようであるが、北二番丁通および北五番丁通の中間に位置する北四番丁通が、のちの都市計画街路の一等大路第二類⑧に設定されたことにより、一応の解決をみることができたと考えられる。

一、道路拡張ノ件請願

市内末無掃部町ハ停車場ヨリ高等学校、師範学校東北中学校ニ通スル唯一ノ道路ニ有之、近時東北部ノ発展ト共ニ朝夕ノ往来頗ル頻繁ヲ極ムル様相成候処、該道路ハ僅々幅二間ノ狭路ニ過キサルヲ以テ、自働車、自転車等ノ疾走スル今日交通ノ危険言フヘカラサルモノ有之、将来電車大道路開通ノ後ト雖モ、便宜上此道路ヲ往復スルハ必定ノ事ニ被存候ニ付、何卒之レヲ拡張シテ少ナクモ六間幅ノ道路ニ御変更被下度、図面相添へ此段及請願候也、

大正十五年十一月六日

乙丑親和会々長 武田正助^印

外二百三十七名

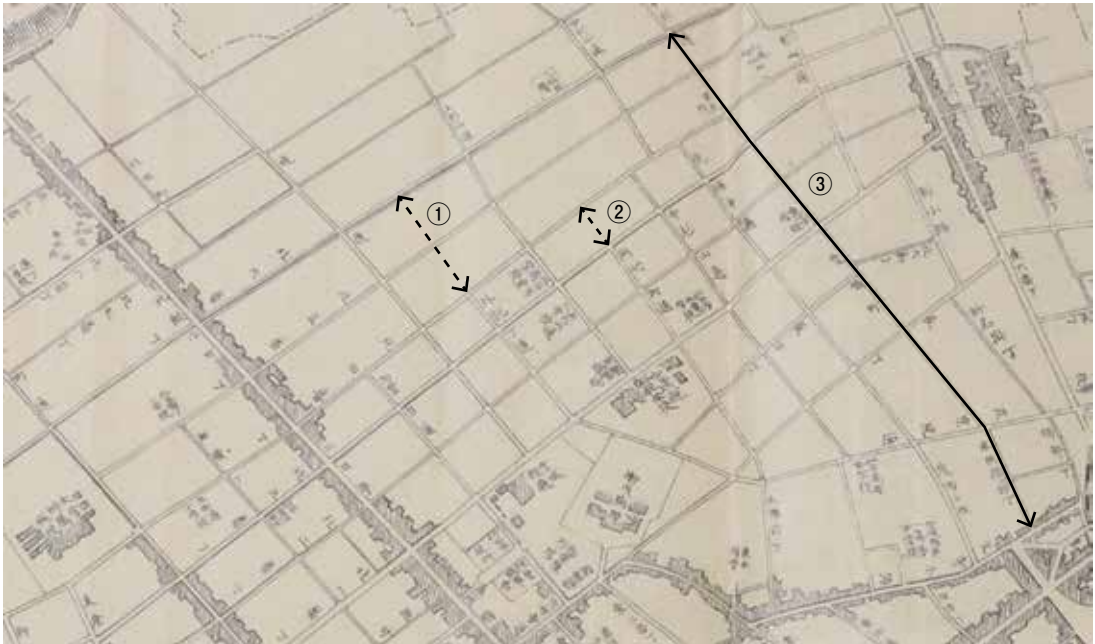
仙台市長 鹿又武三郎殿

(添付図面は省略)

この資料によると、末無掃部町から空堀町を経て二本杉通につながる道路【図5③】は、「近時東北部ノ発展ト共ニ朝夕ノ往来頗ル頻繁ヲ極ムル様相成候処、該道路ハ僅々幅二間ノ狭路ニ過キサルヲ以テ、^(ママ)自働車、自転車等ノ疾走スル今日交通ノ危険言フヘカラサルモノ有之」という状況であったため、「之レヲ拡張シテ少ナクモ六間幅ノ道路ニ御変更被下度」という要望を陳情していることがわかる。

この請願に対しては、該当する道路の一部が仙台都市計画街路の一等大路第一類に指定されていること、隣接する道路が一等大路第三類⑤とされていることなどから、地域の要求もある程度は反映されたといえるだろう。

【図5】 新設・改修の申請がなされた道路



注：以下、図中の点線は新設、実線は拡張（または改修）を表すものとする。

資料：「仙台市測量全図」（1926〔大正15〕年頃）、仙台市役所『諸願綴 2～1』（仙台市役所所蔵）所収資料に、筆者による加筆。

乙丑親和会から仙台市に提出されたこれらの請願書からは、市電の開通や交通事情の変化にともなう往来の活発化、交通量の増加などにより、道路の不便さと狭隘さが深刻なものとなっているため、道路の新設または拡張を要求していることがわかる²⁰⁾。そして、これらの請願書にある道路の整備は、いずれも都市計画街路と何らかのかたちで連結するように整備が要求されることから、都市計画事業を念頭に置いたうえでの道路整備の要求と考えることができるだろう。

②石名坂・南鍛冶町方面からの請願

次に、当時の仙台市東部の地域住民からの請願をみてみよう。

1926（大正15）年1月、仙台市石名坂および南鍛冶町など周辺の住民ら・名の署名・捺印をもって、仙台市長鹿又武三郎に対して以下のような請願書が提出された。なお、以下の「市道開鑿再請願」には、それ以前に提出された請願書の写しも添付されていたため、それらもここに引用しておく。

20) これらの要求は、1927（昭和2）年12月にも提出されていることから、乙丑親和会の会員をはじめ、地域住民たちの深刻さがうかがえる。

市道開鑿再請願

〔欄外・朱書き〕 本件ハ都市計画課ノ道路網施設方針ヲ待チテ処理決定相成リ可然也

大正九年九月十日付ヲ以テ仙台市石名坂ヨリ南鍛冶町ニ至ル旧孫兵衛堀敷貫道路開鑿ノ件ニ付、関係地主連署ヲ以テ請願候処、今年九月廿日付別紙写ノ通り御指令ヲ受ケ、其後再ヒ大正十一年六月別写ノ通り再請願仕候処、今以テ何等ノ御指令モ無之、其保留相成居次第ニ候、然ルニ近時住宅ノ建設益々増加シ、堀敷地内ニ居宅建設ノ虞有之、防火上ニ申スニ不及、交通上ノ便利上道路施設ノ必要痛切ニ感セラレ候ニ付、公共ノタメ…（中略）…道路開通致度、該地所御測量御指示相仰度、尚ホ路面上ノ施設工事ハ市ニ於テ相当実施相成様、御詮議相成度、地主総代連署ヲ以テ及再請願候也、

大正十五年一月十九日

仙台市石名坂四十四番地

佐藤新之助^印

（他の請願者の署名・捺印は省略）

仙台市長 鹿又武三郎殿

〔写し①〕 大正九年九月廿日

市長 鹿又武三郎

総代 西方亮治殿

市道開鑿ノ件

九月十日付ヲ以テ出願ノ件了承、右ハ附近繁栄ノ結果、交通上痛切ナル請願ト相認メ候処、御承知ノ通、市財政困難ノ場合、直チニ御要求ニ応シ兼候ヘ共、一面市発展上等閑ニ附スヘカラサル事情モ有之、詮議ノ見込ニ付、指定寄附以外更ニ工事費ノ三分ノ二以上御寄付、尚ホ一息ノ努力ヲ要スル様致度、此段及照会候也、

〔写し②〕 市道開鑿再請願

客年九月十日付ヲ以テ仙台市石名坂ヨリ南鍛冶町ニ至ル旧孫兵衛堀敷貫道路開鑿ノ件ニ付、関係地主連署ヲ以テ請願仕候処、同月廿日付総代西方亮治宛寄附ノ議御開示ニ基キ、其后地主協議ノ結果、寄附成立不致、其ノ地主間数ニ応シ歩役負担開鑿ノ事ニ決議致シ候次第ニ付、速ニ開鑿ノ件御許可被成下度、尚暗渠其他工事ハ市ニ於テ設備相成度設計相添及、再請願候也

大正十一年六月 日

（後略）

これらの資料をみるように、この要求は仙台市が都市計画法の適用を受ける以前、少なくとも

【図6】 石名坂住民らによる「市道開鑿」請願箇所



注・資料とも【図5】に同じ。

1920（大正9）年9月から、仙台市に対して何度か請願が行われている。その内容は、交通量の増加に伴い、石名坂から南鍛冶町を貫通するように旧孫兵衛堀を利用し、そこに旧奥州街道につながる道路を建設することであった【図6】。

しかし、1920年9月の請願以降、新しい道路整備などについて具体的な着手には至っていないことがうかがわれる。たとえば、1920年9月20日付で、仙台市長から地域住民へ通達された「市道開鑿ノ件」では、工費の一部として地域住民からの寄付金を集めることが提示されている。それに対し、地域住民からは「其后地主協議ノ結果、寄附成立不致、其ノ地主間数ニ応シ歩役負担開鑿ノ事ニ決議致シ候次第」が通知され、市費によって工事を行うかわりに、実際の工事にかかる「歩役」の負担は地域で行うことが打診された。

その後、この道路整備は着工されなかったようで、1926（大正15）年1月に提出された「再請願書」では「今以テ何等ノ御指令モ無之、其俣保留相成居次第ニ候」と述べたうえで、「近時住宅ノ建設益々増加シ、堀敷地内ニ居宅建設ノ虞有之、火防上ニ申スニ不及、交通上ノ便利上道路施設ノ必要痛切ニ感セラレ候」と陳情している。

この動きには仙台市当局も対応したらしく、この「再請願書」の表紙欄外には、朱書きで「本件ハ都市計画課ノ道路網施設方針ヲ待チテ処理決定相成リ可然也」とある。つまり、都市計画事業の動向を鑑みたくて、当該道路の着工を行うかどうかを判断したのである。

ところが、同年3月、同じく仙台市石名坂・弓ノ町・南鍛冶町の住民3名から、仙台市長鹿又武三郎に宛てて、次のような陳情が提出された。

陳情書

〔欄外〕 土木課へ回送、本年予算ニ編入シアルヤ研究ヲ要ス

- 一、本年一月十九日頃、石名坂四十四番地佐藤新之助外数名ヨリ市公有地ナル孫兵衛堀敷地ヲ骨子トシテ石名坂ヨリ南鍛冶町ニ通スル道路新設ノ件請願ト同時ニ市会ニモ建議書提出ノ趣ニ候処、元來該道路新設ニ就テハ屢々請願セシモノナルモ、御認可相成ラザリシモノニ候、而メ今回提出セル請願書等ニ關係地主協議ノ上為シタル如ク由アルモ、中ニハ地主ニ非ラサル町余ヲ隔テタルニ、三有志ノ連署アルニ及シ、拙者等ノ内ニハ交渉ヲ受ケタルモノ又ハ全然受ケサルモノモアリ、其受ケタルモノニ於テモ后記ノ事情ノ為メ同意ヲ為サ、リシモノニシテ、地主全部ノ一致ヲ欠キタルモノニ御座候、
- 一、請願者中ニハ其新設遷都スル道路ニ沿ヒ、二千坪ニ近キ厩大ナル土地ヲ有シ、或ハ二、三ヶ所ニ連ナリ宅地ヲ有スルモノアリ、二、三地主ノ希望トシテハ諒トスル所ナルモ、事實交通ノ便否ヨリスレハ石名坂方面ニハ東西トモ一町ナラスシテ北進シ得ル街路アリ、南鍛冶町方面モ亦（二十）間許ニシテ南折セルアリテ、何等不便ヲ感セス、即チ請願者等ノ唱フルカ如キ公益上左程必須道路トハ認メラレス候、
- 一、關係地主中拙者等三名ハ尤モ甚大ナル利害得失ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ、真ニ公益ヲ念トシ郷党相助、誠意アラハ先主唱者ニ於テ拙者等ノ土地家屋ノ現状ヲ察シ、折衝及覆了解ヲ得テ然ル后決行スルハ打倒ノ手段ト被存候、然ルニ事茲ニ出テスシテ、若シ容レサレハ土地収用法ヲ適用スルノミト揚言シ、高圧的態度ヲ出テタル如キハ甚心外ニ存スル所ニ候、
- 一、拙者等ハ敢テ勘定ニ囚ハレ反対スルモノニハ決シテ無之、拙者等ノ所有地ハ何レモ狹隘且孫兵衛堀敷地ニ密接シテ家屋ヲ有シ、或ハ跨レル部分モアリテ、一朝開道ノ曉ニハ家屋移転ノ余地ナク、殊ニ渋谷陽治君ノ如キハ僅カニ二十坪ニ足ラサル土地ニ三棟ノ建物アリテ、殆ンド寸地ヲモ剩サル状態ニ在リ、拙者等ニ取りテハ最モ入内問題ニシテ、其ノ蒙ル打撃ノ深甚ナルヲ痛感スル実況ニ有之為ニ同意ヲ為ス能ハサル余議ナキニ至リタルモノニ御座候、
- 前陳ノ次第二候間、實地御踏査ノ上、何分御詮議相成候様致度、別紙略図相添、以連署此段^{及陳情}（奉願）候也、

大正十五年三月一日

仙台市石名坂四十八番地

桐ヶ窪孝[㊟]

同 弓ノ町一番地

清原健次[㊟]

同 南鍛冶町百五十五番地

渋谷陽治[㊟]

仙台市長鹿又武三郎殿

この陳情書を見るように、先に提出された石名坂などの地域住民から請願書は「地主全部ノ一致ヲ欠キタルモノ」であり、「関係地主中拙者等三名ハ尤モ甚大ナル利害得失ノ関係ヲ有スル」請願者たちに承諾もなく請願や調査が進められていることに、反対の声を挙げている。

結局、この石名坂から南鍛冶町を貫通する道路整備は都市計画街路にも含まれず、このときは具体的に着工されることはなかったようであるが、近隣の地域および街路（弓ノ町から石名坂に向かう街路は二等第二類[㊟]、弓ノ町から南鍛冶町に向かう街路は一等第三類[㊟]土樋蒲町線の一部に、土樋から石名坂を経て長町に向かう街路は一等第三類[㊟]堤通長町線の一部）は都市計画街路として指定され、同地区を通行する道路は整備に向けて動き始めることとなる。

③支倉丁付近の地域住民からの請願

さらに、当時の仙台市西部においても、人口増加等にもなう交通量の増加、市電の敷設・開通にもなう道路事情の変化に対処するために、道路の幅員の拡張および新設などの請願が相次いで提出されていた。

ここでは、仙台市支倉丁付近の住民から提出された請願をみてみよう。1926（大正15）年1月18日付で、支倉通地区の住民たちから仙台市長鹿又武三郎に対して「願書」が提出された。

願書

本市支倉通北八、九、十番丁間並ニ北九番丁支倉通ヨリ新坂通間ハ、道幅甚タ狭ク、行通不便、時ニ荷馬車等ノ転覆スルコトモ有之、從テ雨天等ノ場合ハ車馬ノ来往スルトキ通行人ノ行違ニ差支候ニ付、私共所有地内両側三尺ツ、現在ノ道路敷地へ寄附致候ニ付、道路御取広ノ上、相当側溝ヲ付シ御整理相成度、関係者連署ノ上、別紙略図相添へ此段願上候也、

（請願者の署名・捺印は省略）

これをみるように、荷馬車や通行人の増加にもなう不便さが増していることなどから、支倉通・新坂通間の道路の拡張が請願されている。当時、この付近には東北帝国大学医学部および付属病院があり、人口も増えていたようである。ともあれ、この願い出に対しては、表紙に「要調査」とあり、仙台市土木課でも調査が進められた。その結果、設定された「都市計画街路」の

地図を見ると、支倉通りと木町通との間に新たな街路（二等第二類③）の開削が決定していることがわかる。都市計画街路を貫通させることで、道路事情の解決を図ったのである²¹⁾。

④仙台市南町通の住民からの請願

このような請願は、都市計画街路網の一部²²⁾に指定された南町通でも見られた。

1927（昭和2）年9月には、南町地区の住民らによって構成された「仙台市南町通り会」より、以下のような請願がなされた。

南町通り歩道舗装施行ニ関シ請願

南町通りハ路面拡張ニ当リテノ町民負担ノ過重、電車開通後ニ於ケル撒水施設並ニ照明設備等々ニ関シテハ従来機会アル毎ニ情ヲ具シテ明鑑ヲ仰キタル次第ニ御座候、然シテ町内ノ実情ハ之等ノ設備計画ノ為メ多大ノ負荷ニ堪エ忍ヒツ、アルニ拘ラズ電車ノ運転諸車ノ通行繁多ナルニ因リ、一般歩行者ノ数比較的少ナク為メニ各店舗ノ収入ハ時日ト共ニ減退セントスルニ立チ至リ申シ候、況ンヤ市内第一ノ広小路トシテ歩道ノ特設ヲ見タルハ、表面上頗ブル有利ノ觀アルモ、実ハ其構築ニ遺憾ノ点アルヤタメニヤ少量ノ雨之ニ際シテモ忽チ泥濘ト化シ、往來ノ便ヲ阻害スルカ故ニ、マス、町内ノ商況ヲ沈衰セシムル儀ニ有之候、就テハ町内ノ情状ヲ酌量セラレ、此ノ際、市費ヲ以テ歩道ノ舗装ヲ実施セシメラル、ヤウ、特ニ御詮議相成度、斯クテ町内ノ商況恢復ハ元ヨリ、大仙台ノ玄関通りノ実ヲ示シテ一般ノ利福ヲ増進シ、然カモ明春ノ産業博覧會ニ対応スルコトヲ得ベクト信ズルモノニ御座候、右請願ノ趣旨ヲ要約スレバ、南町通り市区改正以來ノ実情ヲ考量セラレ、明春ノ産業博前ニ歩道ノ舗装工事ヲ市費ヲ以テ実施セラレタキコト

21) このほかにも、商業の集積地でもあった東一番丁では、道路の改修だけでなく、街灯の設置も要求していた。その「請願書」は次の通りである。

請願書

当市東一番丁ハ人家稠密、商家ヲ始メ総テノ營業者集中ノ場所ニシテ、其ノ繁華ナル当市随一ト云フヘク、東都浅草ニモ比ヘキニ候処、從テ該路店頭ノ設備、道路ノ改善ノ急施スルノ要有之候ニ付、今般東一振興會ニ於テ当町街路ニ点燈ヲ建設致事ニ決定相成候ヘ共、道路ノ改造ハ市ノ施工ニ待ツヘキモノニ有之、市ニ於カセラレ候テモ、此際アスファルト道路ノ改造相成候様、御設計アランコトヲ懇願ノ至リニ候、申迄モナク往來頻繁ノ道路ノ交通ノ整理ハ勿論、衛生上ニモ考慮致スヘキ議ニ有之候ニ付、当會ニ於テハ是非共当該路面ノ改造致度、工費ノ大部分ハ負担可致候間、何卒該路面改造ノ急施相成候様、御審議被成下度、此段連署ヲ以テ請願仕候、

大正十五年三月一日 東一振興會々長

請負人総代 高橋周治^④

仙台市長鹿又武三郎殿

（他の請願者の署名・捺印は省略）

この請願に対して、仙台市側は「本請願ハ築造方法等十分ノ研究ヲ要ス」としたうえで、「水戸ニ於テ『コンクリート』道路試験の二作りシモ、成績思ハシカラザル由聞及候ニ付、一応同市ニ設計費用等問合[■]ヲ要ス」としている。

22) 南町通は、仙台都市計画街路の一等大路第二類（中央循環線）の一部、同第三類⑦の一部であり、仙台市電の路線の一つであった。

ニ有之次第二御座候、茲ニ町内一同ノ組織ニカ、ル南町通り会ノ決議ヲ以テ、請願ニ及ビ候也、

(大正)
昭和二年九月 日

仙台市南町通り会

会長 松良善熙[㊤]

副会長 三浦善作[㊤]

仙台市長 山口龍之助殿

この請願にもとづき、翌1928（昭和3）年2月、南町通会有志らが「町発展ト市ノ関門整備ノタメ市内東五番丁角ヨリ東一番丁角ニ至ル歩道ヲ舗装」のため、「貴役所御設計ニ基ク全工事費ノ半額金四千元也」を寄付することを請願した²³⁾。これを受けて、同年2月の仙台市会において「寄附金受領ニ関スル件」が提出され、可決された。その後、この4000円のうち、2320円は「南町通市区改正費用トシテ……大正十三年十月二十一日、仙台市ニ寄付」したものを充当し、残る1680円を改めて寄付するという方法で、寄付金が納入される計画が立てられた²⁴⁾。

南町通りにおける道路拡張は、地域住民の工事費の負担も含めた請願になっている。同街路は

23) 「誓願書」、仙台市役所『請願綴 2～1』所収。

24) このときの「南町通市区改正費用トシテ……大正十三年十月二十一日、仙台市ニ寄付」したもののについては、これらの請願書に添付されている覚書などから、その経緯がわかる。1924（大正13）年9月20日付で、南町通の有志（松良善熙、伊澤平左衛門など計5名、宮城火山灰株式会社・八千代生命保険株式会社仙台支店）たちによって仙台市長鹿又武三郎へ提出された「寄附願」によると、仙台市一般会計の土木費（それまでの市区改正資金は、1923〔大正12〕年度から土木費に統合された）へ、南町通の市区改正資金として3010円を寄付することが申請されている。この寄付金は適切に受理されたようで、「覚」には「一、金二千三百二十円也 / 南町通道路改修費トシテ金三千十円寄附ノ内、大正十三年十月二十一日入金、収入役ニ於テ預リ置カル」（/は改行）とあり、3010円のうち2320円が納入された。

しかしながら、寄付金の残り690円は未納入のままであり、少なくとも1925（大正14）年8月、翌年11月には、それぞれ市長の名で寄附金の納入請求が行われている。それでもこの残金は納入されず、先に納入された2320円は「供託」のままとなっていた。

この2320円を、今回の請願において、南町通の道路整備の資金として振り替えたと考えるのが妥当であろう。

都市計画街路の一部でもあり、仙台市電敷設地でもあったことから²⁵⁾、地域住民にとってここで要求している道路整備が、いかに重視されていたかが見て取れる。

⑤仙台市北目町の地域住民からの請願

前述の北四番丁通と同様に、上述の南町通との連絡を意図した道路の新設・改修の要求は、様々なかたちで噴出していった。たとえば、1929（昭和2）年10月には、仙台市北目町の住人をはじめ、周辺住民を含む70名から、仙台市長山口龍之助に宛てて、次のような「請願書」も提出された。

請願書

一、柳町 番地先（北目町突当り）ヨリ南町通ニ通ズル新道開鑿新設之件
熟テ々々想フニ当町方面ハ…（中略）…重要ナル国道幹線ニシテ、交通頻繁又周囲ニ人家住宅数町アリテ、商業地帯トシテモ相応ノ繁華殷賑ヲ呈シ居リタルモノニ有之候、然ルニ近年ニ至リ、一ハ東北帝国大学ノ創設ニ因リ、又一ハ仙台高等工業学校、東北学院ノ開設ニ因リ、又一ハ鉄道病院、宮城女学校、仏教会館、五橋小学校、同実科高等女学校等ノ開設ニ因リ、徒ラニ宏壯雄大ナル建造物陸続キトシテ建築セラレ、付近道場小路、桜小路、七軒丁、鉄砲横丁、南六軒丁等ハ廃町、又ハ最小地域ニ縮小セラレタル為メ、人家住宅稀薄ト相成、従ツテ商工業日ヲ追ヒテ不振ニ沈湮仕候、加之昭和二年十一月ヨリハ清水小路ニ市営電車ノ運転開始セラレタルト、又市街自動車会社ノ線路変更セラレテ電車ト併進スルコト、相成リタルヨリ、当町方面ハ商工業上、交通上日々衰微スルノ傾向有之候、又加フルニ将来都市計画ノ実施セラル、ニ及ビテハ、東二番丁ハ十二間幅員道路トシ

25) こうした交通の変化による道路の新設・改修・拡張を要求する声は、市電敷設事業および都市計画街路整備事業の進展とともに強まりを見せていった。たとえば、仙台市同心町・大仏前丁の町民からは、以下のような請願書が提出されている。

請願書

吾等大仏前町民ハ、先年吾町街路ノ改修ニ関シ請願書ヲ呈出シ置キタルヲ以テ、所謂応急的改修工事ハ必ス本年度内ニ於テ施行セラルルコトト存ジ候、然ルニ其後ノ情勢ヲ観察スルニ、第二高等学校ノ移転以來市北部ノ發展ト共ニ行通量ノ増加頗ル著シク、殊ニ電車第一期線ノ敷設ニ当リ、長丁ニ停車場ヲ設置セラルル關係ニ於テ、又仙山鉄道北仙台駅ノ北部ニ設置セラルルコト愈々確實トナリタル關係ニ於テ、人氣俄ニ引キ立チ、早クモ店舗住宅ノ新築改増築ヲ計画スルモノ等多々有之、市ノ繁榮上実ニ慶祝スベキ事象ナリト信ゼラレ候、就テハ此際一步ヲ進メテ街路大改修ノ長計ヲ立テラレ度、即チ吾ガ大仏前ヲ以テ北部ニ通スル大関門ト為シ、外記丁通、堤通ト連結シテ新設北仙台駅ニ至ル通路ト為ストキハ行通上ノ利便ハ勿論、全市ノ發展上実ニ上乘ノ策タルコト疑フベクモ無之候、殊ニ電車敷設ノ為ニ止ムヲ得ズ其存立ヲ失ハザルベカラザル歳ノ市々場ヲ此ノ大仏前ニ移ス時ハ、市ニ二重ノ利便ヲ受クルコトトナリ、街路改修ノ愈々有意義トナルベク吾ガ大仏前土地所有者ハ相当ノ寄附金ヲ醸出シテ工費ノ幾分ヲ負担スル決意ニ有之候間、是非御決行有之度、此段請願候也

大正十五年二月九日

仙台市大仏前四番地

町民総代 大島基[㊦]

（他の請願者の署名・捺印は省略）

テ清水小路即チ荒町端ニ連絡スルニ於テハ、夫レガ国道ニ編入セラル、ハ明瞭ノ事理ニ有之候、果シテ然ルニ於テハ当町方面ハ単ニ市道トシテ其形骸ヲノミ残存スルコト、相成リ、大仙台市ノ地帯名称コソ商業地帯ナレ、其実ニ於テハ貧弱ナル裏町通ト変化シ觀ルダニ慘憺タル町家ト相成、果ツベシト關係町民ノ今更ナガラ齊シク懊悩苦衷煩悶ヲ相禁ジ得ザル処ニ有之候、於茲關係町民一同ノ情願ハ一ハ当市百年ノ計トシテ將亦一ハ關係町民擁護策トシテ、一ハ關係町ノ衰微挽回策トシテ、一ハ全市繁榮ノ共存共榮策ト、且ハ日ヲ追ヒテ増加スル市民ニ交通上ニモ至大至甚ノ關係ト利便ト幸福増進ノ為メ、表題ノ即チ柳町七番地先（北目町突当り）ヨリ南町通ニ至ル道路一線ヲ開鑿、新設スル様ニト惓願仕ルモノニ有之候、…（中略）…

今日ノ如ク車馬就中自動車ノ往復頻繁ナル時代ニ於テハ頗ル危険ニシテ、通行人ノ心胆ヲ寒カラシムルコト、唯一再ナラザルヲ日ニ幾回トナク目撃シ、町民一同眉ヲ蹙メ居ル次第ニ有之候、現在ノスル状態ニ鑑ミルモ、今回請願ノ前記新道ハ寔ニ一日ヲ忽カセニスベカラザルモノ、寧口焦眉喫緊ナル事業ト被存候、然

【図7】 北目町住民らの請願に基づく「新道開鑿」箇所



注・資料とも【図5】に同じ。

シテ右新道工事ニ着手スルニハ、市内土地価格ガ比較的廉価ノ固定ニアル現今、尤モ買収ニ格好ノ時機ト是亦施行被致候、若シ夫レ経済界ガ順調ニ恢復シ、又一旦都市計画事業実施セラル、時ニ於テハ、地価モ昂騰シ、之ガ買収ノ尠少ナラザル資金ヲ要スルコト、思惟セラレ申候、

又、該土地ニハ現在ニ於テハ宏大ナル建造物モ無之ノミナラズ、建築物モ至リテ少数ナルニ依リ、移転料モ比較的少額ノ支出ニテ解決セラルベシト被存候、仄聞スル所ニ拠レバ、大正八年三月、大火祝融ノ直後、現在道路拡築ニ際、本請願ノ新道開鑿案当局ニ在リシヲ、或一部策士運動ニ依リテ提案見合ハセトナリタル趣、今日トナリテ之ヲ稽フル時、其当時ノ理事者ノ見識ニ一段ノ経緯ヲ表スルニ吝ナラザルモノニ有之候、惟フニ挙国財政緊縮ニ汲々乎タル時機ナルモ、此新道開鑿事業タルヤ叙上ノ見地ヨリシテ決シテ不急ナル施設ニハ無之、否却リテ関係町民多数ノ死活存亡ノ岐路ニ彷徨スルコト、交通上頗ル危険ノ多キ現状トニ鑑ミテ、現下急務中ノ急務ナル事業施設ト付度セラレ申候、翻リテ考フルニ市財政上措置緩急ノ御按配モアラル、コトハ被察候ヘ共、希クハ可及的速ニ御調査御計画ノ上、御実施被成下度候ヘテ関係町民多衆多年ノ翹望ヲ貫徹スル様、御取計相成度、関係町民一同連署ヲ以テ此段奉請願候也、

昭和四年 月 日

仙台市北目町五十番地 梅田久吉[㊤]

(他69名の署名・捺印は省略)

仙台市長 山口龍之助殿

この「請願書」は、北目町の突き当たりから南町通に貫通する新しい道路を整備するように請願したものである【図7】。すでに、北目町と南町通とを結ぶ道路としては教楽院丁があるが、北目町からは直進ができない道路であった。その北目町については、近年では東北帝国大学(1907〔明治40〕年創設)、東北学院の新校舎建設などにより建造物の増加がみられ、いわゆる「学都」としての様相を呈しつつあることが言及されているが、その一方で、東二番丁通りをはじめ、周辺街路の整備の進展と市電の開通などにより、北目町付近は「人家住宅稀薄ト相成、従ツテ商工業日ヲ追ヒテ不振ニ沈湎仕候…(中略)…当町方面ハ商工業上、交通上日々衰微スルノ傾向」にあることが記されている。そして「大仙台」、すなわち都市計画区域では商業地帯とされているものの、「其实ニ於テハ貧弱ナル裏町通ト変化シ観ルダニ惨憺タル町家ト相成」っていることも述べられている。

この「請願書」からは、仙台市の市区改正事業・市電敷設事業、都市計画事業の動きを意識していることがうかがわれる。

結局、北目町から柳町通を経て南町通につながる「新道開鑿」は実際には着工されなかったようである。この新道路の起点とされた柳町通が都市計画街路二等大路第三類[㊤]として整備され

【図8】 宮町・小田原地域住民らの請願に基づく新築道路箇所



資料：「仙台市街図」（1937〔昭和12〕年頃），仙台市役所『自昭和十二年 至昭和十五十二月 都市計画 都市計画』（仙台市役所所蔵）所収資料に，筆者による加筆。

る計画があったこともその要因のひとつであろう。

⑥宮町・小田原方面の地域住民からの請願

他にも，仙台市における都市計画事業の計画に合わせるかたちで，郊外でも市道の整備を要求する動きがみられた。たとえば，仙台市宮町付近の住民からは，原町小田原地区につながる市道の改修・拡張が請願された。

1928（昭和3）年11月，仙台市宮町および周辺地域の住民227名から「道路開設請願書」が提出された。具体的には「一，東照宮前鳥居脇ヨリ小田原土手内ニ通スル道路／東照宮前入口道路開設ニ関スル請願書」として，仙台市役所の担当者にも供覧された。

この請願書によると，「方今社会生活上運輸，交通，通信，の機関は経済機関として欠くべからざる条件に有之，その不備は社会的活動を減殺するのみならず，却ってこれが発展を阻止する結果を生ずる」と主張し，「二十数年来の懸案たる東照宮前より向小田原（本年四月仙台市に併合）浦田，松森，雀具，岩切方面の交通路の中断せられある件に御座候，従来東照宮の境内を唯一の近路として営林署管轄の山林に治へ通行致し，僅かにその不便利を忍び居り候へ共，昨年

以来仙山鉄道線路の敷設に依り、小田原十文字方面の車道は大余の築堤線を乗越えざれば物資の運輸不能の状態となり、需給関係に少なからざる費用を要し、日常生活資料に一大脅威を与ふる」状況を綴っている。また、「唯一の人道を為す東照宮境内経路は、往來の頻繁を加ふると共に、一方仙山鉄道線路の大堤防の影響に依り、心無き者は慣習的に普通の道路と見做し、神社境内の禁制を破り、自転車を乗入れ、馬を乗り入れ、汚物を運搬し、或ひは植樹を折り、施設物を破壊し、甚だしきに至っては葬式の行列を通過せしめ、尚ほ顧みざる傾向さへ発見せられ、法規を無視する不敬極まる行動日に増し加はり、到底これが防止」できないとしている。そして、仙台市において「もとより都市政策として其の發展条、道路の改良、市区の整理、上下水道の設備等其の他凡て市経済を基調として考慮し着手しつゝある」としたうえで、「理想的建設も為し得る当地方に対し、市民の思想の方面より又歴史の方面より、更に都市政策より、杜の都大仙台たる理想的田園都市地帯として、或ひは大公園地帯として恥をさらしむるは勿論、前途の不便不利及び経済問題、信仰問題等を打開する唯一の施設として労少なく、効偉大なる此の通路の解説を請願する」と述べている。

仙台市と合併後の原町地区の人口増加は著しく、住宅の増加、交通事情の悪化については看過できない事態となっていたこと、また、仙台市と宮城郡原町が合併するにあたり、原町方面の道路整備が合併条件に付されていたことを鑑みると、この道路整備に着工せざるを得ない状況となっていた。そのため、この「請願書」の供覧書には「追テ右請願ノ個所ハ昭和四年度ニ於テ施行ノ見込ヲ以テ予算ニ計上シアリ、且之ニ要スル用地ハ寄附セシムル見込ミニテ交渉中ノモノ」とあるため、具体的な調査が進められ、着工されたと考えられる。現に、1930年代半ばに作成された「仙台市街図」をみると、東照宮前・仙岳院入口付近から小田原方面へと伸びる道路が建設されている【図8】。

この、宮町付近は旧仙台市と旧原町地区を結ぶ地点であったためか、この地域の道路整備については他にもいくつかの請願が行われている。たとえば、1932（昭和7）年1月には、「道路新設改修ノ儀ニ付請願」として、地域住民159名の連署をもって、以下の請願が行われている。

道路新設改修ノ儀ニ付請願

原町ノ仙台市ニ合併セラレタル結果、原町小田原ヲ中心トシテ宮町、北六番丁方面、及ヒ七北田村、岩切村トノ交通商易ハ頓ニ頻繁ヲ来タシ、且ツ市東北部郊外地域ニ人家ノ新築ヲ見ルコト著シク、従テ人口ノ増加シタルコトハ何人モ認ムル所ト存候、特ニ住宅地長命荘ノ新設、南光学園竣成ノ結果、児童学生及ヒ民衆ノ通行スル者日ニ多キヲ加ヘ、現今ノ如キモ日二千以上ヲ算スルニ至リ、将来ハ益々当方面ノ郊外發展ト人口ノ増加トニ伴フテ通行者ノ増加ヲ見ルヘキハ何人モ信シテ疑ハサル所ト被存候、然ルニ小田原区内ノ道路ノ如キハ所謂作場道ニ時々少量ノ砂利ヲ散布セシ程度ノ迂回螺旋状ノ悪道路ニシテ、自働車進入区域外ニアルハ勿論、一旦降雨数日ニ亘ルトキノ如キハ、概ネ泥土ニ化シ、車馬搬行ノ困難ハ言

フ迄モナク老幼婦女子ノ如キハ歩行ニ堪ヘサル場合ヲ出現スルコトモ稀ナラサル次第ニテ、地方民ハ不便不利此上モナキ状態ニ候、就テハ市当局ニ於テ此際速急御調査ノ上、宮町ヨリ東照宮方面ヲ通シテ小田原区民ニ至ル車道及ヒ歩道ノ新設改修等ヲ為シ、市繁栄ノ基礎ヲ確立相成度、此段地方関係者連署ノ上、及請願候也、

昭和七年一月三十日 請願人（省略）

仙台市長 渋谷徳三郎殿

この請願は、同年4月に決裁印が押されているうえに、請願書表紙には、朱書きで「出願個所ハ当局ニ於テ其必要ヲ認め、昭和四年六月□日指令第二一九三号ヲ以テ市道路線認定認可ノモノニシテ、土地寄附纏ラサル関係上、改修ノ運ビニ至ラサルモノトス、猶道路改修工事設計立案ハ目下調製中」と記されていることから、市道の整備として対処されたものと考えられる。

また、同年8月には、北六番丁から宮町方面を經由して北三番丁に至る道路について、地域住民14名から以下のような請願書も提出されている。

請願書

仙台市原ノ町小田原福沢神社前道路

北六番丁通りヨリ福沢神社々前ヲ経テ、市内宮町及ビ北三番丁ニ到ル道路右道路ハ、既往約二十数年前ニ於テハ道幅約一間半ヨリ二間ヲ有シ、人馬ノ往還自由ナリシモ、其ノ後漸次狭隘ノ度ヲ増シ、現在ニテハ荒廢其ノ極ニ達シ、雨雪天ノ際ノ如キハ通行殆ンド不可能ニテ迂回セザルベカラザルノ程度ト相成リ、誠ニ困憊ノ状態ニ候、該道路ハ仙台市内中心地ト原町小田原方面トヲ連結スル必須ノ道路ニテ、コノ荒廢ノ俣ニ委センカ、是レニ因リテ受クル日常ノ不利不便ハ唯ニ宮町、小田原方面居住約二百余戸ノミナラズ、小松島、其ノ他郊外散策並ニ神社参拜ノ人士等、実ニ仙台市内全般ニ影響スル絶大ナル不便ニ候、就テハ至急実地御踏査、御検閲被下、該路ノ復旧改修方御取計ヲ仰ギ度、此段連署ノ上、陳情請願ニ及ビ候也、

昭和七年八月二十六日

仙台市原町小田原福沢（住民の署名・捺印…）

仙台市長 渋谷徳三郎殿

この請願書からは、この時期における原町地区の発展とともに、同地区につながる道路の整備が急務となっていることがうかがわれる。それに対して、仙台市の担当者（小倉）が、朱書きで「調査ノ結果、応急ノ処置ハ早急之ヲ為スコトトシ、追而充分ナル踏査ノ上（将来）改修〔工事〕ヲ為ス見込ニ付申添候 ㊦〔小倉〕」と記しているほか、欄外に1932（昭和7）年9月3日付の

決済印が押されていることから、具体的な整備計画として着手されたものと考えられる²⁶⁾。

このように、1920年代以降の仙台市の発展、とりわけ都市計画街路の整備計画の進行、市電敷設事業の進展とあいまって、地域住民から様々な請願がなされ、それらに対して仙台市当局も土木課または都市計画課が対応し、道路整備計画として妥当であるかどうかを精査している様子がかがわれるのである。つまり、これらを組み入れるようなかたちで、仙台市の都市整備政策が展開されていったといえるであろう²⁷⁾。

(2) 橋梁の架設について

道路整備とともに請願が相次いで行われていたのが、橋梁の架設または新設などを要求する請願である。

たとえば、川内大工町の地域住民からは、次のような請願が提出された。

請願書

一、川内大工町付近ニ橋梁架設ノ請願

当地方ニ於テ橋梁ノ仮設ヲ欲セルハ多年ノ宿願ニ有之候ノミナラズ、軍隊ハ勿論、公衆一般ノ交通上且又当地方ノ發展上頗ル緊要ノ問題ニ有之候、此ノ見知ニ依リ、去ル大正十年中既ニ当各町民ト当隊トノ連署ヲ以テ架橋請願致シ置キ候モ、未ダ其御詮議無之、不得已中ノ瀬有賃仮橋ヲ通行致シ居ル次第ニ御座候、之レガ起因トナリ当地ノ遅々トシテ發展セザルハ架橋後ノ向山方面ニ比シ実ニ言外ニ有之候、而シテ本秋ハ当市ヲ中心トシテ特別第演習挙行セラレ、畏クモ皇太子殿下ノ三軍御統裁トシテ御鳳翼御駐在アラセラルルハ勿論、他地方依リノ人馬輻輳ヲ見ル可ク東北一ノ大都下見苦シキ仮橋ヲ存置スルハ市民ノ体面上ニモ係ル事ニ愚

26) 他にも、原町方面には道路整備に関して以下のような請願も提出されていた。参考までに、ここに掲げておくこととする。

〔表紙〕請願書

〔朱書き〕近ク竣功スルヲ以テ竣功検査後各戸ニ付実況ヲ視察ノ上、適合スル様取計ヲ意向ナルモ一度供覧ス

請願書

今般本町南裏道路側溝工事施行ノタメ排水上ハ勿論遺憾ノ点ナキ完全ナル道路ニ相成、我々町民ノ感謝措ク能ハサル處ニ御座候、然ルニ此完全セル道路ニ対シ我々所有宅地ヨリ道路ニ架設スル橋ヲ従来ノ如クスルトキハ排水上障害ヲ来タスノミナラス、道路ノ体裁ヲ毀損スルコトニ相成、又荷車及荷馬車ノ出入ニ困難ヲ感スル儀ニ付、特別ノ御詮議ヲ以テ側溝ノ岩面ヨリ三寸以内ヲ切下ケ、橋ヲ架設スルモ差支無之様、御承認ノ御取計相願度、此段請願候也

昭和五年十月二十日

仙台市原町苦竹字町

峯岸長治^印 (ほか6名の署名・捺印)

仙台市長 渋谷徳三郎殿

27) それから、牛越橋付近の道路改修についても、「請願道は本年度完成牛越橋トノ連絡主要道ナルヲ以て、本課(土木課…引用者)ニ於テ之レカ改修ニ付、目下調査中」とあり、道路改修に向けた動きがみられている。

考仕候、況ンヤ有貨橋ハ先年内務省令ニ於テ禁止ノ方針ヲ採リ居ル由ニ有之、早晚当橋ニモ適用セラレ、同時ニ架橋問題ヲ解決スベキ場合ヲ将来スルハ明カナル事実ト思考致サレ候ニ依リ、寧口此ノ好機ニ於テ解決シ置クハ市将来ノ為メ、地方發展上並ニ交通政策上頗ル得策ナル施設ト愚考仕り候、然ルニ市ハ大正十四年度ノ新施設トシテ市民ノ遊歩散策ニ供スル為メ師団司令部構内一部ノ開放ヲ要求シ其ノ費用金七千円也ヲ計上設定セリ、今ヤ国ヲ挙ゲテ精神作興ヲ絶叫シ勤儉奨励ニ日モ是レ足ラザル際、且ツ又市ノ經濟状態ヨリ見テ緊急欠クベカラサル適切ナル施設ナルヤ、將又市民ノ要求ナルヤ吾人ノ首肯シ得サル處ニ有之、吾等多年絶叫シ来リシ架橋問題ノ交易上ノ見知^{ニ此}シ^ニ其得失緩急ハ炳トシテ火ヲ見ルヨリ明カナル事実ト存シ候、今ヤ当架橋問題ハ十二万市民ノ要望スル緊要ナル實際問題ニシテ既ニ議論ノ時代ニ無之、実行ノ時機ト確信仕り候ニ付、本年ノ好機ヲ逸セズ、架設相成度、此段及請願候也、

大正十四年三月十五日

川内町民代表

川内区長 石垣芳之進^印

川内自警団長 茂泉 一 ^印

仙台市長鹿又武三郎殿

これを見るように、川内大工町の住民は、それまで「仮橋」として「不得已中ノ瀬有賃仮橋ヲ通行」していた仮橋に代わる適切な橋梁の架設を請願していることがわかる。そしてそれが「将来ノ為メ、地方發展上並ニ交通政策上頗ル得策ナル施設」ともなり、また「今ヤ当架橋問題ハ十二万市民ノ要望スル緊要ナル實際問題ニシテ既ニ議論ノ時代ニ無之、実行ノ時機ト確信」していると述べられている。

【図9】でみるように、川内大工町は、仙台市街地から見ると広瀬川の対岸にある地域である。上記の請願書にもあるように、同地域の住民が市街地などに足を運ぶ場合は、澱橋または大橋まで迂回して行く必要がある。にもかかわらず、この橋を通行する人が増加傾向にあるため、早急な橋梁の架設が叫ばれているのである。

この橋梁の架設をめぐる動きは、のちの「仲の瀬橋」（中の瀬橋）の架設の要求として、何度も請願が行われている。次の史料は、1926（大正15）年12月20日に、川内地区の住民らの署名・捺印とともに、仙台市長鹿又武三郎に宛てて提出された請願書である。

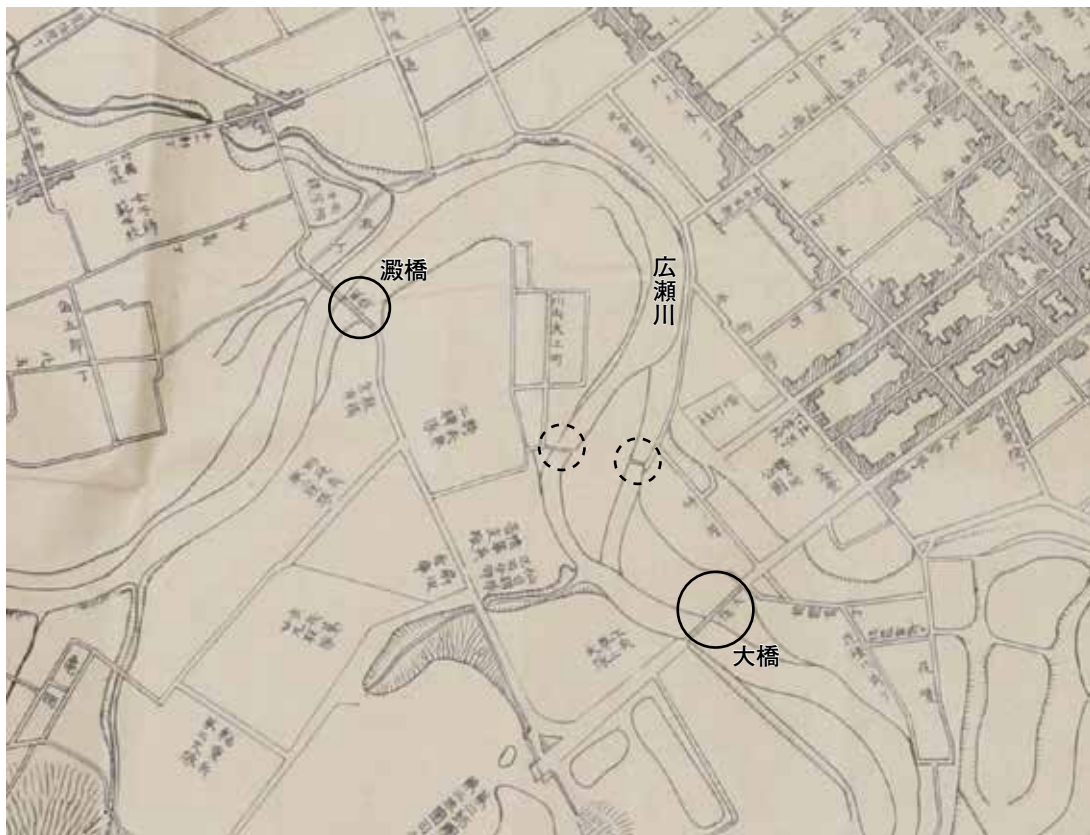
請願書

完結 土木課

川内（元騎兵隊下付近）橋梁架設ノ儀請願

仙台市川内区住民、謹テ書ヲ市長並ニ市会議長閣下ニ呈シ、清鑑ヲ奉仰候、

【図9】 川内大工町などの地域住民の請願に基づく橋梁の架設・新設箇所



注・資料とも【図5】に同じ。

抑モ交通ノ便ト否トハ人生生活ノ禍福ニ繋ク社会盛衰ニ直接関係ヲ有スル事ハ敢テ申ス迄モ無之候、而モ一地方一地域ニ於ケル交通ノ便否ト雖モ、其ノ影響スル処汎ク全市全地方ノ隆替ニ関スルコト猶一肢一髪ノ全身ノ健康ニ対スルト等シキモノ有之候、

当川内ハ廣瀬川ヲ隔テ仙台市ノ西陲ニ偏在致シ居ル觀御座候へ共、其ノ実ハ区民ノ最モ多ク住スル大工町及び其周囲ヲ通ジテ市ノ要衝ナル中央街衙ト僅カニ一衣帶水ノ間ニ有之候へバ、渡橋ノ便ニシテ充分ナランニハ毫モ川ノ内外ニ區別ナク密接シテ、殷賑ノ地区ト相成ルベキ素質ヲ有之候、現ニ大正十四年国勢調査当日、元騎兵隊下ノミニテモ世帯数七百七十三、人口七百八十四ナリシモ、一年後ノ今日ハ約一割二分ノ世帯数ト人口増歩ヲ示セリ、又交通ニ於テ昨年行ハレタル中ノ瀬仮橋阿元ノ交通調査ニ見ルモ、日夕中央部トノ接触頻繁ナルコト明カニシテ、大橋、澱橋間交通調査表ニ現ハレタル徒歩者ニ比シ三倍ノ多キニ上リ、中ノ瀬仮橋ガ如何ニ重要ナル交通線ナルカラ雄弁ニ立証セラレ候、然ルニ現在ノ仮橋ハ車馬ノ通行ノ絶対ニ不可能ナルノミナラズ、徒歩ニテノ不安ニシテ、加フルニ

有賃ナルガ故ニ不便甚ダシク、況ヤ此ニ少ノ増水ニモ堪エザルヲ以テ、其ノ場合ハ十五、六丁余リヲ迂回シテ大橋若シクハ澱橋ニ依リテ他ト交通スル有様ニシテ、住民ハ生活上非常ナル脅威ヲ受ケ居ルト共ニ一般市民モ其不便ニ苦シミ川内全体ノ發達ヲ阻害スルコト実ニ大ナルモノニ御座候、

申ス迄モナク川内区ハ風光明媚ニシテ住宅地ニ最モ適シ、将来大ニ發展スベキ景勝ノ地ヲ占メ居ルヲ以テ、現下交通不便ノ憾シ大ナルニ拘ハラズ尚ホ日ニ月ニ發展シツ、アルニ徴スルモ、今ニ於テ堅牢ナル橋梁ヲ架設セラレ車馬ノ交通ヲ自由ナラシメタル、ニ於テハ独リ其ノ付近一帯ノミナラズ川内区全体其ノ惠ニ浴シテ休息ナル發展ヲ致シ、延テ隣接各町モ好影響ヲ受ケ候事、言ヲ俟タザル至大ト被存候間、伏シテ冀クハ速カニ基騎兵下適當ノ地点ヲ相セラレ市費ニテ堅牢ナル橋梁ヲ架設セラレ、以テ一ハ現在ノ不便ヲ除キ、一ハ将来ノ發展ヲ図ランコトヲ奉願上候、尚ホ願意御聽納相成候ニ於テハ、一飯ヲ節シ候テモ金參千円也ヲ架橋費中ニ寄附致候間、何卒区民ノ稟情御洞察相成、御詮議ノ上、至急橋梁架設被成下度、御参考ノ為メ世帯調書、交通調査表等相添、謹テ請願仕候也、

大正十五年十二月二十日

仙台市川内区 其他七百八十名、総代

仙台市長鹿又武三郎殿

(地域住民らの署名は省略)

これを見るように、川内大工町は「廣瀬川ヲ隔テ仙台市ノ西陲ニ偏在致シ居ル觀御座候へ共、其ノ実ハ区民ノ最モ多ク住スル大工町及び其周囲ヲ通ジテ市ノ要衝ナル中央街街ト僅カニ一衣帯水ノ間ニ有之」という性格を有する地域であるが、市街地との往来については依然として仮橋を使用する状態であったが、「然ルニ現在ノ仮橋ハ車馬ノ通行ノ絶対ニ不可能ナルノミナラズ、徒歩ニテノ不安ニシテ、加フルニ有賃ナルガ故ニ不便甚ダシク、況ヤ此ニ少ノ増水ニモ堪エザルヲ以テ、其ノ場合ハ十五、六丁余リヲ迂回シテ大橋若シクハ澱橋ニ依リテ他ト交通スル有様」で、「住民ハ生活上非常ナル脅威ヲ受ケ居ルト共ニ一般市民モ其不便ニ苦シミ川内全体ノ發達ヲ阻害スルコト実ニ大ナルモノ」となっていたのである。そのため「堅牢ナル橋梁ヲ架設セラレ車馬ノ交通ヲ自由ナラシメタル、ニ於テハ独リ其ノ付近一帯ノミナラズ川内区全体其ノ惠ニ浴シテ休息ナル發展」をもたらすとしたうえで、「市費ニテ堅牢ナル橋梁ヲ架設」し、もって市の発展につなげるとして、橋梁の再請願を行っている。

しかし、この新しい中の瀬橋の建設は、工事費用の面などの問題からなかなか進展しなかった。この橋梁の架設が具体的に動き始めるのは、1926(昭和3)年の東北産業博覧会²⁸⁾の開催が決定してからである。このとき、川内の騎兵隊跡(のち宮城県仙台第二中学校の校舎移転地となる)、

28) 東北産業博覧会の概要については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市、2009年)の「第二節 東北産業博覧会と諸工業」の「一 東北産業博覧会」に掲載されているので、そちらを参照されたい。

桜ヶ岡公園（西公園）、榴岡公園（東公園）が同博覧会の会場とされた。

この動きを受けて、中の瀬橋の架設をめぐる動きはさらに強まり、今度は仙台市宛てではなく、東北産業博覧会の事務局に対して以下の請願書が提出された。

博発第七二四号

昭和二年六月一日

東北産業博覧会事務局

仙台市役所御中

市内川内中ノ瀬橋架設ノ件ニ際シ、該町民一同ヨリ別紙写之通申請候ニ付、御送付申上候間、可然御取計相成度候也

（欄外に鉛筆で「洪水ヲ考慮シテ土木課ニテ研究ヲ要ス」とあり……引用者）

申請書

予テ川内町民一同ヨリ仲ノ瀬橋架設ノ儀請願致置候処、測量ノ結果定禪寺橋ハ架橋困難ノ趣キ、依テ多年町民ノ宿望致置候仲ノ瀬橋ハ工費ノ上ニ於テモ又行通ノ上ニ於テモ非常ノ便益ニ有之候ニ付、別紙略図ヲ差上候間、貴所ノ御手元ヨリ市当局ニ御回付相成度御願ニ及候也

尚大正十三年行通調査有之際、通行人ハ左ノ如クニ御座候也

澁橋 八百以内

大橋 一千六百以内

仲ノ瀬仮橋 三千二百余

昭和二年五月三十一日

仙台市川内町民一同

東北産業博覧会事務局 御中

（後略）

つまり、1928（昭和3）年に開催される東北産業博覧会により一層の人・自動車等の往来が激しくなると予想されるため、速やかな橋梁の架設を依頼しているのである。

なお、こうした請願は、2ヶ月後の同年7月にも提出された。

請願書

一、中ノ瀬橋改造ノ件請願

事由

従来西公園中ノ町ヨリ川内大工町及陸軍諸隊ニ通ジル中ノ瀬橋ハ殆ンド仮橋ニシテ、一人徒歩ニテ漸ク通行シ得タルモノニシテ、一夜降雨アランカー朝ニシテ流失シ通行不能ニ陥ル事珍シカラズ、歳々三、四回ハ流失ノ災害ヲ蒙ル事吾々町

民ノ目撃スル処ニシテ、畢竟不完全ナル仮橋ナルガ為ナリ、然ルニ大工町ニ隣接セル元騎兵隊跡ハ県立第二中学校敷地トシテ選定セラレ、近ク愈々建築セラル、趣キ、殊ニ同地ハ産業博覧会ノ第一会場ニ御指定相成候ニ就テハ、右中ノ瀬橋ヲ通行スルモノ幾万人ナルヤモ難計、他府県ヨリ来仙スル観客ニ対シ此ノ仮橋ニテハ仙台市ノ面目ニモ関シ、亦吾々町民トシテモ実ニ忍ビザル次第ニ有之候、尚将来モ第二中学校陸軍各隊川内諸町民ノ為メ永久的改造セラレン事ヲ請願スルニアリ、

右之次第ニ候間、特別之御詮議ヲ以テ特急改造相成度、此段及請願候也、

昭和二年七月一日

仙台中の町三十三番地

中の町自警団長 武田清十郎[㊟] (ほか14名の署名・捺印)

仙台市長 鹿又武三郎殿

ここで興味深いのは、「将来モ第二中学校、陸軍各隊、川内諸町民ノ為メ永久的改造セラレン事ヲ請願スルニアリ」と書かれていることである。ここからも、仙台市が「軍都」「学都」としての側面を有していること、それを市民が享受していることがうかがえる。

ともあれ、その後、仲の瀬橋は、同年9月中には全長172メートル、幅6メートルの木橋として架け替えられることとなった。その際、宮城県が工事費用(約17万円)を負担し、第二師団工兵第二大隊によって、わずか20日間で建造されたという²⁹⁾。

②仙台市霊屋下における橋梁等の架設について

次に、仙台市御霊屋下における橋梁・道路拡張に関する請願について見てみよう。

1924(大正13)年11月、仙台市御霊屋下・花壇地区をはじめとする地域住民約270名の署名・捺印をもって、「評定河原橋梁架設ニ関スル請願書」が、仙台市長鹿又武三郎に宛てて提出された。その請願書の内容は、以下の通りである。

〔表紙〕 評定河原橋梁架設ニ関スル請願書

評定河原橋梁架設ニ関スル請願書

市内琵琶首丁ト霊屋下ノ交通ハ従来渡船代用ノ不完全ナル賃渡橋ニ依テ僅カニ通行ヲナシ来レリ、此渡橋ハ大正三年十一月石田多利之助氏ノ個人請願ニ係ルモノニシテ、昨大正十二年十一月ヲ以テ既ニ期限満了トナリタリ、尚ホ継続請願ノ希

29) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市, 2009年), 330ページ。

望ナリシモ、今後ハ法律上市内ノ交通ニ賃錢渡河ハ絶対ニ許可セサル方針ノ由聞及ヒ候、果シテ然リトレバ、該所ノ交通ハ全ク杜絶セラル、コトナリ、遠ク片平丁ヲ迂回セサルベカラサルニ至ル、殊ニ近来、琵琶首丁方面一円、靈屋下、米ケ袋、向山方面ノ人口劇増セルト隔地ヨリ靈廟（瑞鳳殿のこと…引用者）ノ参拝者著シク多キヲ加ヘ、又最近靈屋下ニ通信講習所設立セラレ、学生ノ通学等ニ依テ交通ハ一層ノ頻繁トナリタリ、然ルニ今日黙許ノ姿トナリ居ル不完全ナル渡橋ニヨリ交通ヲ保ツコトハ通行者ノ危険ノ慮レアリテ、市ノ体面上一日モ等閑ニ付ス可ラサルモノト存シ候ニ付、不取敢適當ノ施設ヲナシ、危険ヲ予防シ、以テ通行ヲ安全ナラシメ漸次完全ナル橋梁架設ノ御計画アランコトヲ関係町民連名ヲ以テ奉請願候也、

大正十三年十一月六日

請願人 靈屋下三十三番地 佐藤米治[㊟]

(他、靈屋下・花壇などの地域住民ら273名分の署名・捺印あり)

仙台市長 鹿又武三郎殿

この資料からは、従来、琵琶首丁・靈屋下間の通行には有料の渡橋を通過していたが、それが廃止されたことによって「該所ノ交通ハ全ク杜絶セラル、コト」になったが、仙台市西部、すなわち「琵琶首丁方面一円、靈屋下、米ケ袋、向山方面ノ人口劇増セル」こと、「隔地より靈廟ノ参拝者著シク多キ」こと、そして通信講習所が設立されたことなどによって、学生の通学・交通量が增大していることから、通行者の危険を防止することを目的として、橋梁架設を行うことを請願していることがうかがえる。

この請願書に対し、仙台市では「仙台市評定河原橋架設工事設計書」が作成された。上記の請願書の巻末に添えられたこの設計書には、橋梁架設の第一計画から第三計画までの橋梁の設計図面のほか、【図10】のような図面などが添えられており、着工に向けた具体的な動きが見られる。

靈屋下地区の道路・橋梁整備に関する請願はその後も相次いだとみられるが、それぞれの請願に対して、仙台市側も対応を余儀なくされたものもあったと考えられる。

たとえば、1925（大正14）年から1928（昭和3）年にかけて、瑞鳳殿付近の交通量の増加への対応を迫るべく、同地区の住民たちを中心に、仙台市長に宛てて、数度の請願書が提出された³⁰⁾。

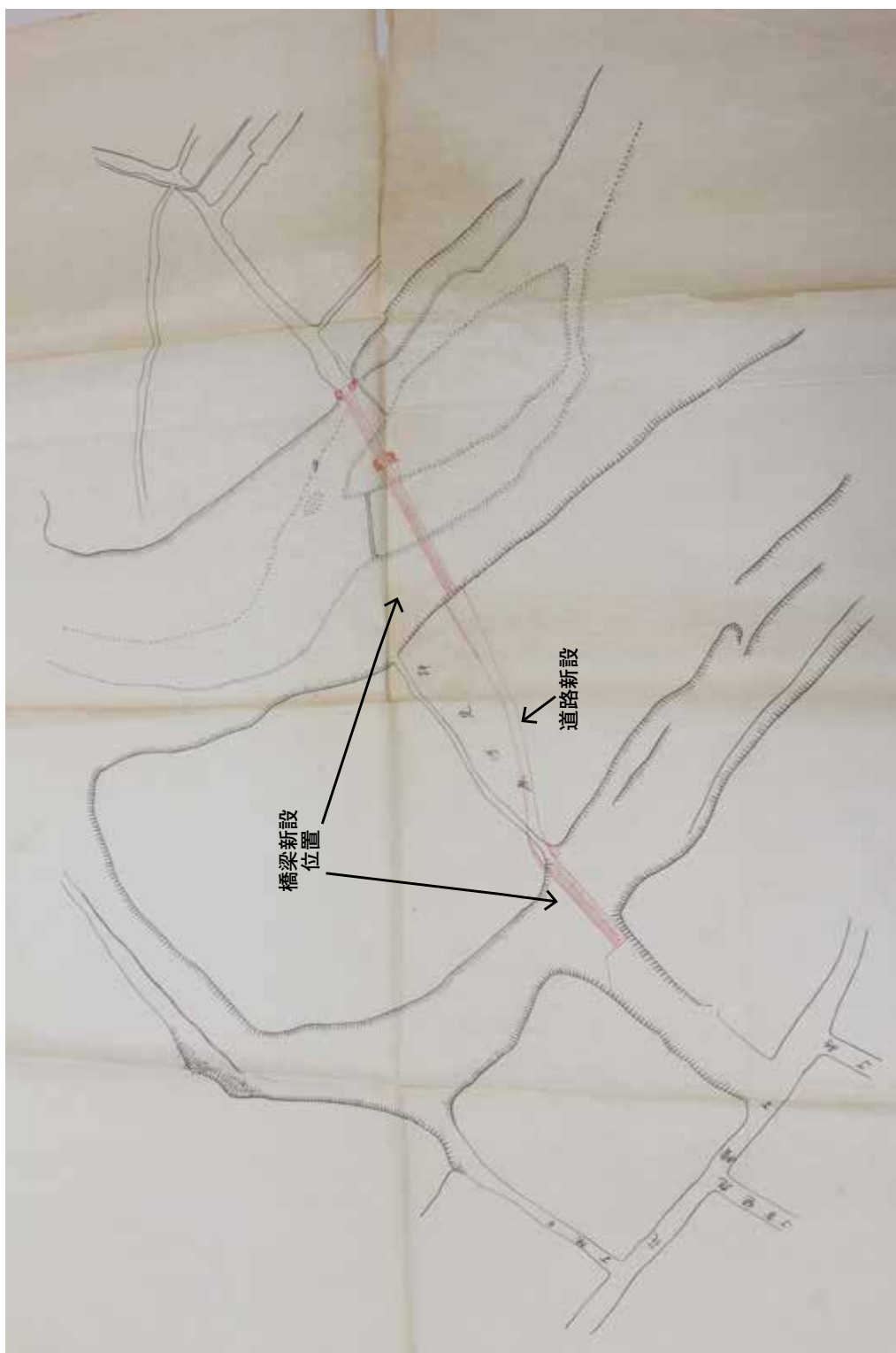
〔表紙〕 道路改修請願書

靈屋下

〔欄外〕 土木課へ 御靈屋付近道路修繕は大演習前に計画ありや

30) 以下の請願書類は、考察上、筆者により時系列に並び替えたものである。実際には、仙台市長の通知→昭和三年の請願書→大正十四年の請願書、の順に収録されている。

【図10】 「仙台市評定河原橋架設工事設計書」に添付された図面



資料：仙台市役所『諸願綴2～1』（仙台市役所所蔵）。

霊屋下道路改修請願書

当霊屋下ハ近年一層ノ通行ノ頻繁ヲ呈シ候処、大要左記ノ請願ニ基ケルモノト存候、

- 一、 数年来当町及ヒ向山方面住宅住民ノ激增セル事
- 二、 伊達家御霊廟参詣者ノ増加ニ伴ヒ自動車等往復ノ多数ナル事
- 三、 越路方面産出亜炭ノ抛出ニハ主モニ荷馬車ヲ用ヒ、是亦増加セル事、
- 四、 向山一帯ノ天然公園ニ到ル遊覽者ノ増加セル事
- 五、 請負人ノ営業ニ係ル霊屋橋上下川筋ノ砂利、砂、石ノ荷馬車ニ依リ市内ニ搬出セラル、多数ノ必ス霊屋下街路ノ一部ヲ経テ霊屋橋ヲ通過スル事

以上ノ事実状況ハ市長閣下御始メ当局各位貴下ノ既ニ認識セラル、所ト奉存候、右ノ如ク民衆、車馬ノ頻繁ナル通行ノ為メニ通路ノ破損率ノ増加シタルハ明瞭ナル次第ニシテ、是迄要路ト申スベク一直線丈ケ（向山通路御築立ヨリ以北、通信講習所前迄二、三丁位ノ所）ハ間々御改修相成候コト有之候得共、其外各丁ノ路面ニ到リテハ壊敗甚シキニ拘ハラズ絶テ一顧ヲモ与ヘラレザル有様ナルハ遺憾至極ニ奉存候、尚本年秋季ニハ大演習举行セラル、趣キニテ

摂政宮殿下御統監トシテ数日間仙台市ニ御滞在アラセラル、ヤニ拝承仕候処、其際何時如何ナル必要ニ接着致候哉モ難測候ニ付、殊更之レガ準備改修ノ緊要ナルヲ痛感致居候次第ニ御座候、市費御多端ノ折柄、恐縮ニ奉存候得共、何卒当霊屋下全町ニ涉リ御改修被下候様、至急御詮議ヲ仰キ度、此段地方民連署ヲ以テ奉請願候也

大正十四年 月 日

仙台市霊屋下一二〇番地

本間半兵衛^印

（ほか署名・捺印は省略）

仙台市長 鹿又武三郎殿

昭和三年一月廿一日

仙台市会議長坂元蔵之允^印

仙台市長山口龍之助殿

昭和三年一月三十日ノ市会ニ於テ、左記請願書採択ノ事ニ議決致候ニ付、可然御取計相成度、此段御通知候也

記

- 一、 瑞鳳殿ニ通スル通路拡築等ニ関スル請願書

仙台市霊屋下三十番地

佐藤米治外七十五名提出

〔表紙〕〔朱書き〕昭和三年一月三十日市会採択 請願書

請願書

瑞鳳殿ノ靈廟ハ仙台市ノ史蹟ニシテ、又名勝地ニ有之、常ニ市民ノ參拜スルモノ多ク、又近年外郷觀光団等ノ參拜者著シク其数ヲ増加シ、現今ニ於テモ十数台ノ自動車絶ヘス往復シ、又時ニ数十台ノ一時ニ下馬前及其附近ニ集合スルコトアルモ、道路狹隘ノ為メ混雜ヲ来シ、危険自己頻発スルヲ以テ、地元自警団ハ之レガ交通整理ニ從事致シ居ル有様ニ有之、殊ニ本年四月開催セラルル東北産業博覧会ニ際シテハ、多数ノ參拜者ヲ迎フル事ハ論ヲ待タザル処ニ有之、其ノ混雜ハ今ヨリ創造スルニ難カラサルコトト被存候ニ付、此際左記交通箇所ノ修繕改築方、特別ノ御詮議ヲ以テ御実施被成下度、略図面相添へ、地元及付近町民並ニ旧藩士連署ノ上、奉懇願候也、

記

- 一、靈屋橋行当ヨリ下馬前間ノ道路ヲ自動車ノ往復ニ支障ヲ生セサル程度ニ路幅及屈曲部ヲ拡築セラレ度
 - 二、評定橋ハ桜ヶ岡公園、琵琶首方面ヨリ靈屋下丁及瑞鳳殿ニ到ル徒歩者ノ唯一ノ交通路ナルモ、不完全ナル仮橋ニシテ、往往怪我人ヲ生シ、危険極リナク、殊ニ僅少ノ増水ニ際シテモ撤去セラレ、忽チ交通ヲ遮断セラルル不便アルヲ以テ、危険ナキ程度ニ改修セラレ、追テハ完全ナル橋梁ヲ架設セラルル様願度、
 - 三、越路山庵通りハ旧時御廟裏參道トシテ使用セルモノナルガ、大正十四年市道ニ編入、若干ノ改修ヲセラレタルモ、道幅狭ク、未ダ以テ自動車ヲ通スルヲ得ス、故ニ此道路幅ヲ自動車ノ単行シ得ル程度ニ改修シ、一ハ以テ下馬前附近ニ集合スル自動車ノ混雜ヲ緩和シ、一ハ以テ參拜者ノ便宜ヲ与フル様致度、
- 以上、

昭和三年一月^{三十}十五日

請願者 仙台市靈屋下三十番地

佐藤米治[㊟]

(ほか75名の署名・捺印あり)

仙台市会議長 坂元藏之允殿

このほかにも、都市計画街路の一部として指定されていた愛宕橋や澱橋など、仙台市街地と周辺地域、場所によっては第二師団の各施設を結ぶ道路網の一つとして、橋梁の架設は実施された

と考えられる。これらの道路整備事業は、直接的・間接的に仙台市都市計画街路整備の計画に沿うように、次々と要求され、それをある程度取り上げるかたちで、仙台市の近代都市化が進められていったのである。

おわりに

以上、本稿で明らかにしえた点は以下の通りである。

第一に、大正中期以降の都市計画事業の展開に対応するかたちで、仙台市においても本格的な都市整備事業が展開していたことである。具体的には、1910年代後半から着手される市区改正事業と市電敷設事業である。それらの事業は、明治40年代に登場した「五大事業」でも提唱されたものであったが、仙台市の都市計画法の適用後に展開した都市計画事業に足並みをそろえるように、それらの事業が本格的に展開したのであった。

第二に、仙台市が「大仙台」構想の実現にむけた諸政策を展開する中で、それに呼応するかたちで地域住民から様々な請願が提出されていたことである。具体的には、市区改正事業・市電敷設事業だけでなく、都市計画街路整備事業にあわせるかたちで、道路の改修・新設や、幅員の拡張などが相次いで要求されていた。また、道路だけでなく、橋梁の架設なども各地で請願されていた。これらの請願をみると、仙台市がいまだ「学都」「軍都」「森（杜）の都」としての都市的特徴を有していたにもかかわらず、地域住民が、新たな特徴を有する「大仙台」の実現を強く意識していたことがわかる。

総じて、近代における仙台市の「大仙台」構想は、いわば“上から”の動きだけでなく、“下から”の動きとあいまって、総合的に展開していったことを確認することができたように思われる。

謝辞

仁昌寺正一先生には、学部生の頃から大変お世話になりました。仁昌寺先生がご担当されていた「東北経済論」との出会いが、その後の私の人生を決定づけたといっても差し支えありません。

院生時代には指導教員として、多大なるご指導・ご鞭撻を賜りました。共に学び、共に考え、激論を交わした日々は、私にとって大きな経験であり、いまなお原動力の一つとなっています。「財政の宝庫」を追究するきっかけを与えてくださった越智洋三先生とともに、研究者として、教育者として、人としての姿勢や心構えをたくさん教えていただきました。

また、高橋秀悦先生にも、大変お世話になりました。私の学究活動を温かく見守ってくださったほか、先生が使用された史資料のくずし字の解説など、貴重な実践の機会などを賜りました。そのおかげで、歴史と真摯に向き合う大切さも学びました。

仁昌寺先生・高橋先生の退職記念論集に執筆の機会をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。先生方のご健康と、これからのますますのご活躍を祈念いたします。本当にありがとうございました。

参考文献

- 安孫子麟『県民百年史4 宮城県の百年』, 山川出版社, 1999年
- 石田頼房『日本近現代都市計画の展開 1868-2003』, 自治体研究社, 2004年
- 伊藤之雄編著『近代京都の改造——都市経営の起源 1850~1918年——』, ミネルヴァ書房, 2006年
- 伊藤之雄「日露戦争後の都市改造事業の展開——京都市の都市経営 一九〇七~一九一一——」, 京都大学法学会『法学論叢』第160巻第56号, 2007年, 119~183ページ
- 伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成——京都市を事例に 一九一八~一九一九——」, 京都大学法学会『法学論叢』第166巻第6号, 2010年, 1~34ページ
- 伊藤之雄『「大京都」の誕生——都市改造と公共性の時代 1895~1931年——』, ミネルヴァ書房, 2018年
- 梅田定宏「多摩の『都市化』の一側面——『総合的都市』建設を夢見た時代——」, 松尾正人編『近代日本の形成と地域社会——多摩の政治と文化——』岩田書院, 2006年, 373~401ページ
- 大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究——地方都市からの再構成——』, 日本経済評論社, 2003年
- 越智洋三「『財政の宝庫』としての電気事業」, 『仙台市政だより』2002年12月号(「市史編さんこぼれ話」のコーナーに収録), 仙台市
- 金澤史男「1910年代の都市財政の一考察——東京市電気事業の成立を中心に——」, 東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号, 1979年, 77~89ページ
- 金澤史男「I 都市財政史研究の課題と方法——地方都市財政分析の意義を中心に——」, 日本地方財政学会編『現代地方財政の構造転換』, 勁草書房, 1996年, 193~220ページ
- 金澤史男『近代日本地方財政史研究』, 日本経済評論社, 2010年
- 雲然祥子「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」, 東北学院大学学術研究会編『東北学院大学経済学論集』第177号, 2011年12月, 165~193ページ
- 雲然祥子「『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業に関する資料的考察——電気事業特別会計の分析を中心に——」, 東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第31号, 2012年3月, 63~114ページ
- 雲然祥子「明治末期の仙台市における『五大事業』の登場——市営電気事業の成立過程の検証を中心に——」, 東北学院大学東北文化研究所『東北学院大学東北文化研究所紀要』第49号, 2017年12月, 1~27ページ
- 小路田泰直『日本近代都市史研究序説』, 柏書房, 1991年
- 櫻井良樹『帝都東京の近代政治史——市政運営と地域政治——』日本経済評論社, 2003年
- 芝村篤樹『日本近代都市の成立——1920・30年代の大坂——』, 松籟社, 1998年
- 関野満夫「関一の都市財政論」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第12号, 1982年, 94~113ページ
- 関野満夫「関一の大坂市営事業」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号, 1982年, 77~96ページ
- 仙台市『仙台市電気事業史』, 仙台市役所, 1943年
- 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』, 1988年
- 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』, 仙台市役所, 1955年
- 仙台市史編纂委員会編『仙台市史3 別篇1』, 仙台市役所, 1950年

- 仙台市史編纂委員会編『仙台市史9 資料編2』, 仙台市役所, 1953年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 特別編4 市民生活』, 仙台市, 1997年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』, 仙台市, 1999年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編6 近代現代2 産業経済』, 仙台市, 2001年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編7 近代現代3 社会生活』, 仙台市, 2004年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』, 仙台市, 2006年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』, 仙台市, 2008年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』, 仙台市, 2009年
- 仙台市役所編『仙台市史』, 1908年
- 仙台市役所編『仙台市営電気事業一斑』, 仙台市役所, 1916年
- 高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」, 東北学院大学大学院経済学
研究科『経済研究年誌』第22号, 2001年, 69~99ページ
- 高寄昇三『大正地方財政史』上巻, 勁草書房, 2008年
- 高寄昇三『大正地方財政史』下巻, 勁草書房, 2009年
- 高寄昇三『神戸・近代都市の形成』, 公人の友社, 2017年
- 高寄昇三『近代日本都市経営史』上巻, 公人の友社, 2019年
- 東北電力株式会社『東北地方電気事業史』, 1960年
- 中村元『近現代日本の都市形成と「デモクラシー」——20世紀前期／八王子市から考える』, 吉田書店,
2018年
- 沼尻晃伸『工場立地と都市計画——日本都市形成の特質 1905-1954』, 東京大学出版会, 2002年
- 仁昌寺正一「仙台市と宮城県七北田村荒巻北根の合併」, 仙台市博物館『市史せんだい』Vol.15, 仙台市, 2005年,
39~54ページ。
- 仁昌寺正一「仙台市と名取郡長町の合併——長町青物市場の歴史(4)——」(長町歴史の会2003年度連続
講座パンフレット)
- 仁昌寺正一「昭和3年仙台市と名取郡長町の合併——80周年の節目に——」(長町歴史の会2008年度公開講
座パンフレット)
- 仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」, 東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大
学東北産業経済研究所紀要』第30号, 2011年, 79~103ページ
- 橋本哲哉編『近代日本の地方都市——金沢／城下町から近代都市へ——』, 日本経済評論社, 2006年
- 原田敬一「近代都市の形成」, 井口和起編『近代日本の軌跡3 日清日露戦争』, 吉川弘文館, 1994年, 149
~169ページ
- 原田敬一『日本近代都市史研究』, 思文閣出版, 1997年
- 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店, 1941年
- 藤田武夫『日本資本主義と財政』, 実業之日本社, 1949年
- 藤田武夫『日本地方財政発展史』, 河出書房, 1949年

宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第3巻, 宮城県議会, 1975年

宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第4巻, 宮城県議会, 1979年

持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(一)」, 東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第36巻
第3号, 1984年, 95~142ページ

持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(二)」, 東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第36巻
第6号, 1985年, 49~197ページ

持田信樹『都市財政の研究』, 東京大学出版会, 1993年

『改正市制町村制積義』(1911年出版の復刻版。地方自治法研究復刊大系 第26巻 日本立法資料全集別巻
716), 信山社, 2010年